

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十八回改定委員会

平成十五年八月二十七日（水曜日） JICA 広尾研修訓練センター講堂

午前九時三十分開議

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター

國島共同議長 それでは定刻を少し過ぎましたので、JICA 環境社会配慮ガイドライン第 18 回改定委員会を始めさせていただきます。お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。最初に事務局から本日の資料等について、ご確認をお願い致します。

事務局 鈴木（以下 鈴木） おはようございます。本日お配りしている資料は、表紙に「JICA 環境社会配慮ガイドライン第 18 回改定委員会」というタイトルが付いたものをお配りしております。右側に「EC.18/1」と書いてあります。それをめくって頂きますと、国土交通省 国際建設課から頂いた資料を「EC.18/2」が付いております。また、裏を見て頂きますと、川村委員からのご提案として、「EC.18/3」というものから出来ている 1 セットをお手元にお配りしております。今回は前回第 17 回の委員会の続きということでございますので、月曜日にお配りしました資料「EC.17/1」、「EC.17/2」、それから吉田委員からの所見という「EC.17/3」、原科共同議長の論点ということで「EC.17/4」を使用して議論を進めていくことになると思いますのでご確認下さい。それとももちろん、「EC.15/2」のテキストでございます。よろしくお願い致します。

國島共同議長 よろしいですか。資料がない方がいらっしゃいましたら、お申し出下さい。それでは一昨日の続きということで、お手元の資料「EC.17/4」の 3 ページに、上から 12、13、14 とございますが、一応前回は「13.人権法等の尊重・遵守」ということで色々議論致しまして、基本的には川村委員からご提出頂きました、「EC.17/2」の修正提案 1 ページ目の文章を中心に最終原案を作るということで、前回議論が一区切りしました。本日は 14 から進めさせていただきます。全体的には 14 から最後まで議論を致しまして、全体的に少し時間を余すように進めますので、元に戻ってどこか重要な点がございましたら、全般的に 1 から 27、あるいはそれ以外の点についても何かご意見・ご指摘を頂ければというように思っております。

それでは「14. 日本政府に求められる取り組み」ということで、24 ページの 78-a で松本委員から、この文章を追加するというご意見だったのですが、どうぞご意見下さい。私、議長の案はこれで結構ですということなのですが、これで最終原案を作るということでよろしいですか。

原科共同議長 私も委員として、これで結構だと思います。

國島共同議長 それでは、そのように致します。その次に「プロジェクト形成段階」の 28 ページの 81-a。

川村委員 すみません。進行についてなのですが、前回私が提出したペーパーで、10 に関するところを議論したのですが、13 に関することはまだしていないと思います。

國島共同議長 13 からですか。

原科共同議長 12 の前で終わったと思いますが、10 の中で 13 も関連して議論したという解釈で、13 についてはこの間の川村委員の意見に沿って直してよろしいですかと

今國島共同議長がおっしゃったので、私はトータルでいいと思ったのですが、もう一度しますか。概ねこれに関することは 10 で議論しましたが、もう少し詳細に議論した方がよろしければ、そうした方がいいと思います。概ね骨子が決まったので、それに併せて作業を進めて頂いてもいいと思ったのですが、いかがでしょうか。

川村委員 そうですね。1つ課題が残っているとすれば、私の出したペーパーの中でアンダーラインを引いているところです。前回の「EC.17/2」の1ページ目最後の行から2ページに亘って書いてあるところです。これはどのような趣旨かと言いますと、基本的な議論というのは、前回したものに基づけばいいのかと考えておりますが、具体的に人権条約の内容等を実際に業務の中に反映させるためには、おそらく抽象的過ぎて難しいだろう。そこで今後セクター別のガイドラインや課題別指針の見直しというのは、当然発生するだろう。これは前回確認させて頂いたことなのですが、その中でやはりそういう部分というのを考慮していく必要があるだろうというような提案を、下線部のところでさせて頂いております。

これは、実は澤井委員からコメントがあった 99。32 ページの 99 というのは、基準について議論がありました。基準という言葉は、やはり強すぎるだろう。しかもガイドラインの中で具体的に基準について触れていないので、削除するという方向で進められております。それはそれで全く構わないのですが、ただそれを行う上で今後具体的に、99 でも触れられている国際文書等を参照していく具体的な業務の流れというものを、示しておいた方がいいのではないかと。そのような趣旨で 99 のアンダーラインも付け加えさせて頂いております。ですから私の提案としては、特に人権について絞るならば、77 のパラグラフのところにそのアンダーラインで書き加えた部分。すなわちセクター別ガイドライン、課題別指針の見直しを行う場合に、国際的人権基準も十分に考慮する方がいいだろう。

もしくは 99 において、全体的な今後のガイドラインを具体的に実行していく中身を決めていく作業というものを想定して、その中でこのような国際機関の文書に触れておく方がいいだろうということです。現状の 99 の括弧内の部分は、この前の議論ですと無くなってしまいう形になります。つまり「ただし、これまでに国際的に基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はそのようにする」ということで、国際的な色々な議論を反映させていくというのが当初意図されていたと思うのですが、それをもう少し具体的な形で、どのように反映させていくのかという文書を付けさせて頂いたという趣旨です。

原科共同議長 括弧内は消えてしまうのですね。括弧内を残しておくというのはいかがですか。

鈴木 消えるということで、この間合意されたと思います。

川村委員 残すとすれば、どこかで言及しなければいけません。

國島共同議長 今の件について私のメモしかないのですが、川村委員からご説明頂いた

「EC.17/2」の2ページ目のアンダーラインの параграфについて、「人権等に触れる箇所について原則的に載せるが、一応全体が終わった後もう一回確認の議論をする」と書いております。それで先程、13 までは基本的に川村委員から頂きました 66、67、68 の統合をまず書き込み、それから個別のこのようなことについては、人権の項目で原則として載せるという方向で検討する。

一応もう一回、確認の検討をするということだったと思います。全体の進め方としては最後まで進めまして、今日必ずこの部分については、全体の流れが終わってから、どこに割り込むか等についても検討させて頂くということにしたいのですが、いかがでしょうか。今ここではっきり決めた方がよろしいですか。そう申しますのは、今日これから個別の各段階の作業の進め方で、色々な各部門の監督の仕方、関与の仕方、考慮の仕方について、議論がいくつか各段階で残っておりますので、それを一回流した後でこの件に戻ることによってさせて頂きたいのですが、いかがでしょうか。

川村委員 特に異論はありません。ただ先程確認をしたのは、99 の議論をした時に「13. 人権法等の尊重・遵守」の議論をする時にもう一度戻って頂きたいということで確認しておりました。13 がとばされてしまったので、もう一度確認しておこうと思いました。

國島共同議長 分かりました。今日中に必ず戻ります。どうぞ。

田中委員（環境省） 少々遅れてきてしまい、申し訳ありません。13 のところで川村委員が提出されたペーパーは、今までの色々な方の意見を統合したものだと思うのですが、私の理解しているところは、確か澤井委員等から人権等の尊重というものを、規範や基準といったものに触れずに書くというような意見があって、ベースは川村委員の意見にしたとして、そのあたりのニュアンスをどうするかということについて、議論がどうなったのか私は見えないところがあります。そのあたりについて、分かれば教えて下さい。

國島共同議長 具体的にどのあたりのことですか。

田中委員（環境省） つまり人権等の尊重というような書き方をすべきではないかという意見が、澤井委員からの意見があって、そこで「人権基準」、「人権法」、「人権条約」ということなのか、もう少し実質的な問題として「人権等の尊重」というような中身の話にすべきなのかということです。その議論が川村委員の意見では、条約やそのようなものを言及してということだと思うので、基本的な考え方としてそのようなことでもいいのかということだと思います。

國島共同議長 私はそう理解しています。ただ色々政府が実際に個別におやりになっている方から、行政上批准しているからどうだとか細かい文言について、規制・影響されなければならないと書くことがいいのかということは、色々な意見があったと思います。一応今回の提言案としては、川村委員のずっと主張されている基本スタンスで、一回最終案の原案を作るといって進めることにしたいと思っております。確かに 13 のところでは、立場によって色々な意見が出ていると理解しております。一応提言案として

は、川村委員から出して頂いた資料を基にいくということにしたいと思います。

原科共同議長 21 ページの 74 の最後にある JICA の修正案で、「国際人権法等の尊重・遵守」を「人権等に関する国際条約等の尊重」という表現はどうかという提案ですが、だいたいこのような線だと思えます。そのような意味で、「ただし、見直しの際は～」という、先程川村委員がおっしゃったようなことに繋がってくると思えます。ただ「人権等」を具体的にして、あるものに関してはもちろん尊重しますが、それ以外のことも将来十分配慮していく。ただこの段階ではそこまで広げられないので、JICA の出されたものは現実的な対応だと思えます。いかがでしょうか。

國島共同議長 一応起草グループで今日の委員会の後で最終案を作る時に、今回僭越ながら共同議長 2 人も加わって、全体的に委員会の意向を反映するよう最後にまとめるということですので、今のような方針で進めさせて頂ければと思います。

川村委員 それで構いません。少しだけ言葉の整理だけよろしいですか。色々な言葉が出てきているので、おそらく言葉の整理だけはしておいた方がいいと思います。それによって中身も変わってしまいます。私は「国際的な人権基準」という言葉を使いましたが、澤井委員は非常に具体的で環境法で言っているような数値の基準があると思われて、避けられたのではないかと思います。

通常国際人権法の世界で国際基準というと、条約だけでは含まれないので、宣言だとか、あるいは会議の採択文書も含めた広い意味で、国際基準という言葉を使うことが多いのです。むしろ JBIC の文書で使われている国際的な議論の枠組みにそってというものを、実際一言で表すとすれば「国際的な基準」というような形で使う。という理解で私は使っておりますし、それが国際人権法の世界で少なくとも一般的な使われ方だと思えます。

國島共同議長 了解しました。十分に考慮して、修正したいと思えます。それでは元に戻りまして、14 の「プロジェクト形成段階」。お手元の資料 (EC.15/2) では、25 ページの 81-a の田中委員の追加の案について、これは最後に「双方の姿勢について合意を図る必要がある」と書いております。原科共同議長の EC.17/4 では、「双方の姿勢の合意を図る」と全く内容が違っているのですが、田中委員よりコメントございますか。

原科共同議長 これは短くしただけです。「ついで」を「の」に変えただけです。

田中委員(専門員) 私の方は、この間の議論の時にこの場所が日本政府というところで、別の場所の方がいいのではないかとのご提案がございましたので、もっとすわりのいい場所を再提案させて頂くということを申し上げました。それでこの文書は、14 ページの 61 に「早期段階から広範な環境社会配慮を推進する」の下に持って行って頂ければ、すわりがいいかと思います。プロジェクト形成調査というものは、要請段階の前に行う調査としては非常に有効な調査でございますので、カテゴリ A にあたるようなインフラ案件を相手国が予想している場合は、この段階でこういった議論をきちんとしておくことが非常に重要であります。この時点で情報公開も含めて議論しておけば、そ

の後の流れは非常に円滑に進んでいく可能性があると思っております。以上です。

國島共同議長 ということ、よろしいでしょうか。これは今申し上げた方針で進めるということにさせていただきます。その次に「要請段階」で、同じく 25 ページの 83、25 ページから 26 ページの左側に原案がございます。これについては、非常にたくさんの方からご意見を頂いております。一応逐一ご説明頂いて、決めていきたいと思っております。まず澤井委員、何かご発言ございますか。

澤井委員 要請の段階で、色々な準備段階レベルの事業が要請されると思うのですが、要請の段階で一番必要なのは、カテゴリ分類を目的にした情報であろうと思っております。そこに絞った形の方がすっきりするのではないかと考えます。

國島共同議長 具体的には、原案のどこをどう修正しようということなのでしょうか。

澤井委員 そのカテゴリ分類が可能となる情報を明確にするということです。

國島共同議長 それを追加するということですか。原案には色々「・」でいくつかの項目が示されているのですが、それに何か加えて書くということですか。

原科共同議長 「特に～」という書き方もあると思っております。

國島共同議長 それでは、83 には追記の文章を入れるということにしますか。

澤井委員 83 の「・」のところでは、事業の必要性や必要性の把握方法というのは、おそらく環境に関する情報とは別の書類でカバーされるのではないかと考えております。

國島共同議長 そうすると、載せない方がいいというご意見ですか。

澤井委員 おそらく他のドキュメントと重複しているのではないかとしますので、あえてカテゴリ分類を目的とした情報としては必要ないのではないかと考えております。あったからといって害があるというわけでもないと思っております。

國島共同議長 分かりました。では、一応考慮しながら原案を作ることによってさせていただきます。次に松本委員のご意見です。これは「調査実施の有無、上位計画の存在等」というように、少し用語を変えることを具体的にご提案頂き、あとは「事業が実施される地域」、「事業地域」を「事業が影響を及ぼす地域」ということで、ここもなかなか具体的に内容のある用語の提案をして頂いております。ここについて、いかがでしょうか。ご本人はいらっしゃらないのですが、いかがですか。

原科共同議長 私は、これはいいと思っております。

國島共同議長 一応提言案として、例えば「事業が影響を及ぼす地域」と書きますと、どこまで影響するかということ、どのようにして決めるのかという非常に難しい話が起きるといふ懸念があるのは、実務をおやりになっている方は当然起こることとは理解できますが、本改定委員会の趣旨としては少し広めに網掛けて、出来るか出来ないか分からないことはやりません。あとはガイドラインをお作りになる時に、そこを斟酌して限定的に書きたければ書くということなので、これはこの通りに直すということでしょうか。次に氏家委員ですが、ここは言葉の修正のご提案ですが、これにつ

いてはいかがでしょうか。

氏家委員代理：高梨氏 私どもとしては、これは明確にするという意味で、起草グループでしっかり考慮して頂ければと思います。

國島共同議長 ありがとうございます。次は、農水省の山崎委員から頂きました。これも起草グループで検討させて頂くことにします。次の山田委員からのご意見は、全体的なトーンを考慮して、起草グループで判断して頂くということにしたいと思います。村山委員のこのご意見は、全体的な構成の件なのですが、原案をどうしてもこのように変えるということなのでしょうか。

村山委員 強く主張するものではありません。少々細かく列挙され過ぎているというイメージがありましたので、少し整理をしました。

國島共同議長 グループングをして、「・」の羅列をしないというような形でまとめるということですか。

村山委員 強く主張するものではありません。少々細かく列挙され過ぎているというイメージがありましたので、少し整理をしました。

國島共同議長 分かりました。よく考慮しながら、一応原案を中心に考えるということにしたいと思います。次は経済産業省の櫻井委員からですが、これは基本的に「分かりました」ということです。全体的な流れで文章の修文をするということで、最終的に起草グループでお願いします。その次は JICA からの意見です。

鈴木 これは結構です。

國島共同議長 では一応要請段階はここまでにします。次は「 審査・採択段階」で、27 ページの 84。ここは農水省の山崎委員から頂いた意見が出ております。これも全体的なトーンを揃える流れの中でいくということによろしいでしょうか。どこかとばしてしまったでしょうか。すみません。83-a をとばしてしまいました。要請段階でもう 1 つ 83-a は、澤井委員からの意見でこの文章を追加するというご提案について、いかがでしょうか。

澤井委員 私が意識しているのは、カテゴリ A の無償案件なのですが、要請があったあと基本計画等を行い、EIA がない場合もあると後からお聞きしました。おさえなければいけないのは、実施の段階の無償資金供与が決定する前には、EIA に関わる必要な手続きが終わっている必要があるし、その内容はチェックしておく必要があるのだろうと思っておりますので、その趣旨にそって追加して頂けるのであればいいのではないかと思います。

國島共同議長 いかがですか。どうぞ。

事務局 松浦（以下 松浦） JICA 無償資金協力部の松浦ですが、今澤井委員が言われる意味であれば、要請段階の話ではないと思います。

國島共同議長 段階としてですか。

松浦 それは外務省の無償が、実際に援助をコミットするかどうかを決める時に、最終

確認をすればいい問題であって、要請段階で EIA が出ていることが望ましいということとは、当たり前の話です。ただ実際に要請段階で、事業が EIA まで完了しているような無償プロジェクトというのは、現実的にはあり得ません。

國島共同議長 非常に大きいものでもということですか。

松浦 そうです。要請書を出すにあたって、EIA が終わっているということは、おそらくその事業要請書を作った事業官庁とそれ以外の関係官庁との協議が全部済んでいて、アセスメントが終わっているということです。それで最後に「資金だけ下さい」ということであれば、このガイドライン全体がほとんど必要ないというくらい、相手国の援助の体制が整備されているということに他ならないのであって、私はそのような意味で、あまりリアリティがない追加項目ではないかと思います。

國島共同議長 なるほど。

鈴木 少々よろしいでしょうか。ちょうど外務省の無償の山田委員が来られたところですが、もしも採択の決定について無償の流れでいきますと、先方政府と閣議を終了して、交換公文を結んでというのが、1 つ実施に移る採択の段階になります。場合によって、もし入れるというご判断があるのでしたら、審査・採択段階というところ（1 つ下の段階）の方に移すということなのだろうと思います。ここは折角外務省の無償の山田委員が来られたので、突然で申し訳ありませんが、少々ご確認頂ければよろしいのではないかと思います。

國島共同議長 厚い資料（EC.15/2）の 27 ページ、83-a というところですが、大きな項目として「14. 日本政府に求められる取り組み」の「プロジェクトの要請段階」という中で、それに対するやり方を述べる文書の一部に、この 83-a の文を追加するというご提案に対して、段階が違う、ここでは早すぎる、もう少し後の段階ではないかというご意見が出ております。

山田委員 現実問題として、松浦さんがおっしゃったように出てこないのだろうと思います。他方、ひょっとして出てくるところもあるかもしれません。私から出した修文では、必要であることと言われても、ほとんどのところではこのようなものは出てこないだろう。ただ要請から採択、あるいは少なくとも実施にあたるまでには、これは終わっていないとはならないという意味で、できれば（もしあれば）出して下さいというような意味で求めることは出来るのですが、その場合に出てくる場合というものは、実際問題として非常に低いのだろうと思います。

日本側の、少なくとも意向がある程度明らかになれば、お金をかけて先方政府で EIA をしようということになるかもしれません。全部準備が整って EIA も揃っていて要請しますという案件は実際問題すくない。ここで求められているのは、相手側に対して EIA が必要だとか、環境配慮をきちんとしなければいけないということ、相手国政府に対して問題意識を高めるということであれば、可能な限り出して頂く。もしなくても、これはいずれ必要になるという言い方で、要請段階で入れておくことは可能であ

ると思いますし、それは非現実的ではないと思います。ただ向こうから、高い確率で出てくると期待するのは現実的ではないということだと思います。

國島共同議長 ということなのですが、松浦さんいかがですか。

松浦 EIA のアセスメントですから、例えば道路を A 地点と B 地点で作るとすれば、ルートが決まっていなければアセスメントは出来ないはずで。それから、建設施工中の環境問題についてもアセスメントをしないといけないと思います。そうすると要請書を作る段階で、かなり日本の援助について詳しく知っている方があらかじめ非公式に相手側はかなり手を入れないと出来上がらないということになりますかと私は申し上げたのです。そのようなことであれば、それは基本設計なり、詳細設計できちんを行う時に環境影響に関する具体的かつ技術的な条件が出揃うわけで、その前にそれを求めて要請書に書けというのであれば、基本設計調査は要らないということになりますかと私は申し上げているのであって、向こうで作っているルートが正しいものかを確認するというは、もちろんアセスメントのやり直しです。要請段階で細かいことを求めれば求めるほど、何かおかしいことが起こってくるということは、途上国の実態としてあるのではないかと思います。そのような意味で言えば、このガイドラインで JICA の責任をこれだけ細かく明記しているのだから、要請段階の時に詳しく書けというのは、それは楽に決まっています。楽にいかない実態があるから、このようなガイドラインをお作りになっているのではないかと考えています。しかも JICA の責任を明確にしようと言っている時に、相手国が行うことが望ましいということは当たり前のことだと思います。

原科共同議長 これはかえって事業アセスを早く行えという、間違った方向に行ってしまう可能性が十分あるということですね。案件を考えている段階で、さっさと EIA を行えということになってしまうということですね。

松浦 むしろ私は混乱が起きると思います。そのような意味で、ODA 大綱でも要請主義を適切に見直したいということはおっしゃっているのだと思います。

國島共同議長 では、これはそのようなことで却下に致します。それでいきましょう。

田中委員(専門員) 今議論になっております 83 の点について、例えば 82 の要請段階のところに「情報を添付するよう相手国側に求めることが期待されること」という表現がここにありますし、その下は「書類が添付されることが必要である」と全く意味が違います。私は以前からも申し上げておりますように、この環境社会配慮ガイドラインが施行された時点で一番ポイントになるのは、ここの情報がきちんとあるかどうか。それによってカテゴリ分類が出来るかどうかということが一番の基本ですので、ここはその「期待される」や「求められる」ということではなく、「必ずこれは添付して頂く」ということをはっきり言わないと、いけないのではないかと前々から思っておりました。そこをはっきりさせておいた方がよろしいかと思います。

國島共同議長 分かりました。そのような方向でいきましょう。ありがとうございます。

それでは、要請段階はそのようにします。審査・採択段階の 27 ページの 84 については、文章の問題ということですので、基本的な方向で修文をするということにします。その次に「 事業実施段階」28 ページの 87-a で、松本委員（メコン・ウォッチ）よりこの文章を追加するかどうかというご意見です。

鈴木 関連の整理をさせて頂いてよろしいでしょうか。同じ趣旨の審査のガイドラインについて、松本委員（FoE Japan）から 89-a で出ております。これは対象とする段階が 1 から 3 という段階と、1 から 4 という段階が違っているもので、新ガイドラインを作るということでは同じご趣旨のご提案でございますので、その段階も含めて議論して頂く方がいいと思います。

國島共同議長 今の 87-a と 89-a ですか。これについていかがでしょうか。このご提案は、この文章をこの提言案に書き込むべきだという非常に具体的で明快なご提案なので、それについてご意見ございますか。特にご異論ございませんか。

原科共同議長 ここは、私は異論ないと思います。このような議論をしてきたと思います。JICA だけでは十分でないところもありますから、外務省の意識が非常に大事です。ただ JICA の判断とうまく整合しなければなりませんので、外務省もうまく対応して頂ければと思います。

國島共同議長 松本委員、どうぞ。

松本委員（FoE Japan） すみません。この私の提案の中でもう 1 点、1 から 3 ではなく 1 から 4 以外に追加がございます。それは松本委員（メコン・ウォッチ）の提案では、外務省の意思決定を透明にするためにとだけ書いてありますが、私の提案では外務省や関係省庁の意思決定というようになっておりますので、あわせてそここのところの変更もよろしいかどうかお願いします。

國島共同議長 ですからこれは、89-a について松本委員（FoE Japan）のご意見をそのまま採用すれば、それでよろしいのではないのでしょうかと思いました。一応書き方も「求められる」という要請ですから、これはいかすという方向で、提言案に取り入れさせて頂くことにします。あと、真ん中に 28 ページの 88。JICA からは必要に応じ見直しをということです。

鈴木 言葉を「必要に応じ」とはどのような場合か明確にしたものですので、どちらでも結構です。

國島共同議長 分かりました。ということで、一応日本政府に求められる取り組みということで、一区切りさせて頂きませんが、よろしいですか。

鈴木 89 の作本委員のご提案がございます。

國島共同議長 失礼致しました。28 ページ下の 89 から 29 ページにかけて作本委員、山崎委員、櫻井委員のご提案がございます。色々ご意見が書いてありますが、原文の文章を修文するというご趣旨なのでしょうか。

作本委員 いえ、文章を変えるということではなく、中止という文言が入っていること

は結構だと思うのですが、ただその場合に、万が一中止になった場合にどうするかという各論の部分まで詰めているのかどうかということを確認したかっただけです。

國島共同議長 どなたに聞けばよろしいですか。どなたでも結構ですということですか。

作本委員 例えば他の援助機関で、中止になった事例があるのかどうか。その場合に使ったお金をどうやって案分するのかということ等、紛争処理の過程にも完全に入り込むわけですから、そのような腹積もりが本当にあるのかどうかということをご質問したままでです。

國島共同議長 深田委員か富本委員、何か言うことはありますか。なければ私がいいますが。どうぞ。

事務局 深田（以下 深田） JICA の深田です。ここは政府に求める対応というところの欄なのです。最終的に JICA が中止にすべきだと提言を行うにしても、それを決めるのは政府である。その時政府が国際約束で行いますと結んだ時の国際約束の最初の中身に、どこまできちんと相手国とこのような事態が起こった時には中止もあり得ますという国際約束にしないと駄目だということだと思います。そこは政府において検討して頂くことであり、従って山田委員等、外務省側がそのような対応でいいのかどうかというご意見を聞くべきだと思います。

國島共同議長 ここは、私の考え方は日本の行政というものは非常にしっかりしておりますから、一旦決めた計画は必ずやり遂げる。それから一旦決めた単年度の年度当初の計画予算は、補正も含めて必ずぴったりに執行するという、良くも悪くも伝統と実績があるわけです。従ってその流れに乗ったこのような政府の活動や援助ですと、やはり中止というのは非常に難しい。なんとか修正して、改良して、すべきことはする。

今までルールをご説明して頂いた案でも、なかなか中止というループを JICA や行政が作るフローチャートでは、書けない本能を持っている。そこを少し全体の状況が変わるとか、とにかく中止ということをごここから投げかけたら、逆に行政の方もそのようなことなのだから、どうするかと本気で色々考える理由にもなるし、きっかけにもなると思います。作本委員がおっしゃったようなご心配はあると思いますが、とにかくここはここまでの段階を書いておけば、十分意味があるというように考えております。山田委員、どうぞ。

山田委員 ただ援助機関は途上国で行われるので、なかなかそうまいこといかないのがむしろ現実です。現に色々な政変で事実上、事業が中止になったという例は決してないわけではありません。そのような時にどうするかということですが、結局国際約束に明示的にどうするかということが入っているわけではなく、相手国と協議して決めるということがだいたい入っております。色々なケースがありますから、紛争解決の期間や基本的事項が事前に明確化できないのだろうと思います。一般的には協議をして、問題があったら話し合いますということです。仮になんらかの形で中止ということになった場合でも、それを協議して、どのようにするか決める。これは中止ということ自体、非常

に重大ですから、いずれにせよそのようなことをやらざるを得ないということで、具体的な相手国政府と JICA、あるいは日本政府について、どのような責任かという話は、具体的に書くというより、そのような協議を通じて解決していくものだと思います。ここに何か新たに、中止を含めた抜本的な見直しを行うということは、日本政府としてもあり得ることだと思います。それから先何をするかということは、相手国との話し合い次第ということになるかと思いますが、特にこれに追加するということは必要ではないと思います。

國島共同議長 どうぞ。

原科共同議長 今、國島共同議長がおっしゃったように、日本ではそのようなことは慣れておりませんが、しかし大分様子が変わったということは補足したいと思います。環境影響評価法の下では事業アセスですから、相当程度作業を進めた段階ですが、それでも、アセスの結果が非常にネガティブな場合には中止もあり得ます。許認可を下ろさない場合があります。これに類似したことは、実際起こりました。名古屋の藤前干潟は最終段階で埋め立てが中止になりました。今山田委員がおっしゃったように、その段階で新たに行政は対応して、きちんと行っておられます。最終的に藤前干潟はラムサール条約に昨年登録されたくらいですから、十分に行政は対応できる力を持っております。そんなに心配しなくてもいいのではないかと思います。

國島共同議長 ありがとうございます。ということで、これは原案通りの簡潔な文章でいくということで進めたいと思います。その先山崎委員から、文章の修文の案がございしますが、何かご発言があればお願いします。

当日参加者：農林水産省 前田氏（以下 前田氏） はい。先の事業実施の過程でと言っているところは、JICA が意思決定される時点を明示的に書いた方が分かりやすいのではないかという意見です。ここは表現の問題と考えております。それから 88 のところの考え方で、山崎より次の時は 89 で読み込めるのではないかという判断で「削除」と意見させて頂いたのですが、原科共同議長の方から軽微な変更時の処理を 88 でしているので、88 は必要ではないかというご説明を頂きました。それで JICA の修正案があって、これを基本的に適用させるというお話があったと思うのですが、ここで配慮する事項のスコープをどう読むかということが議論あると思います。配慮が適切に出来るように、案件の内容を見直すという言い方は適切ではないと思っております。要は当初想定できなかった事項が判明した場合には、事業目的を達成するために必要な配慮事項のスコープの追加をするなど、本来の事業目的に併せて配慮する事項を追加していかなければいけないという言い方が正しいのではないかと考えております。そこは言い方の問題もありますので、そのあたりを配慮して頂ければと思っております。

國島共同議長 考慮させて頂きます。ありがとうございました。次の櫻井委員のご意見も似たようなものでしょうか。

根井委員代理：岩田氏 本日も根井が来られませんで代理でご説明致しますが、これ

も表現の正確を狙ったものでございます。JICA の実施事業とプロジェクトサイクルの別表を直すということだったのですが、それに関連して JICA の事業と実際の対象プロジェクトはどこが行うのか、まだはっきりしていないところがあります。例えばこれですと、開発調査の場合を念頭において頂くと、JICA による開発調査を行った結果、環境配慮が確保される見通しがないような場合には、対象プロジェクトを実施してもしようがないというようなことになると思います。表現を正確にという意見でございます。

國島共同議長 分かりました。これは起草グループで今のご提案と原案、今日のご議論を勘案して、修文するということによろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございました。

前田氏 國島共同議長、すみません。EC.17/4 の 14 の事項でいきますと 84 の審査段階のところについて、実施体制の別表のところでもうまく整理して頂けるのであれば結構です。それから先程、田中委員（専門員）からご意見がありました 83 のところで、農水省では「求める」という表現にさせて頂いており、田中委員からは「これは必須ではないか」という言い方をされていて、そここのところの違いがあると思います。この事項はあった方が望ましいと思うのですが、そこまで本当に出来るのかという議論もあるかと思えます。要は今後の住民との協議計画や、代替案の検討結果といったものを、実際にこの協力事業の中で決めていく案件はもちろんあり得るのだと思っておりますので、そこが書かれていないから採択してはいけないという言い方になってしまうと、本末転倒になってしまうところもあるかと思えます。そここのところは配慮して頂きたいと思えます。

國島共同議長 具体的にどのようにすればいいかというご提案をお持ちですか。

前田氏 今後の住民との協議計画だとか、代替案の協議計画や代替案の結果、今後の検討計画といったところを必須という形は難しいと思っております。

原科共同議長 すみません。書いてある文章を見て頂くと分かるのですが、26 ページの上から 3 行目です。これは住民の情報提供や住民との協議の状況ですから、これまでどうだったかということレポートして頂くので、今みたいな状況ではやっておりませんというようなことでも構わないわけです。それに対して情報をもらわないというのは、おかしな話だと思います。現況がどうか確認するわけですから、そうですね。

前田氏 分かりました。要請までにこれらの整理が必要ということで、認識しておりました。そのようなもので構わないということであれば、分かりました。

原科共同議長 だからこのような表現ですから、あまりご心配はないと思えます。

前田氏 分かりました。ありがとうございます。

田中委員(専門員) 今の点につきまして、私は世界中から集まってくる要請書の中に、例えば A 国と B 国の似たような道路案件でも、この項目について A 国の場合にはだいたい 8 割がた埋まっている。B 国については 2 割しか埋まっていなく、あとは空白になっている。それでもいいと思えます。それがまさにカテゴリを分けたり、熟度を判断する意味があるわけですから、これは書いて頂くための要件として項目に入っている

だけで、これは全部書かないと駄目だという意味ではないと思います。それはもちろん書いてきたら、採択される可能性があるでしょうということになると思います。そのような意味で必要なものだと思います。

國島共同議長 よろしいですか。

前田氏 はい。要請までの配慮内容の確認ということであれば分かりましたということにさせて頂きたいと思います。

國島共同議長 では、田中委員どうぞ。

田中委員(環境省) 確認ばかりで申し訳ないのですが、78-aの松本委員(FoE Japan)のご意見と、80-aのJICAのご意見と2つ総論的なご意見があって、それを両方併せて議論しましょうということに前回なっていたと思います。今日議論がされたのかどうか分からないのですが、先程のお話ですと松本委員の意見をベースにして、このようなことを盛り込んでいきましょうというように承知しております。そうすると80-aのJICAのご意見や、これに関連して色々議論したいとおっしゃっていたJICAの皆さんのご意向をどうすればいいのかということがあります。

國島共同議長 提言として、JICAはそれで結構ですと私は理解しております。

田中委員(環境省) どれで結構ですということですか。

原科共同議長 松本委員の意見がベースです。

田中委員(環境省) JICAの中期政策への言及や、そういった全体としたODAとしての体系の中で、あるいはそれとの関わりをどうするかというようなことについて、どうするのでしょうか。

鈴木 一言よろしいでしょうか。松本委員(FoE Japan)の78-aのご意見にも、中期政策とODA大綱の考え方に沿ってということで、その部分は十分入っております。むしろ我々のものよりも幅広く捉えた修文ということですから、我々のアイデアは却下して頂いて結構でございます。

田中委員(環境省) つまり議論は必要ないということですか。

鈴木 私どもは結構でございます。

原科共同議長 議論の結果、包括的な表現にするということですか。

國島共同議長 提言書にはこれを載せるということでもいいということですか。

前田氏 すみません。先程の78-aの最後の「・」になるのですが、松本委員のお話で、関係省庁においてODAの実施についてJICAが定める環境ガイドラインを尊重した対応が求められるということですが、ここは92のところガイドラインの準用という言い方と同じように私どもとしては考えております。実施主体のガイドラインというものを、関係省庁側が遵守とは書いていないので、あとは表現として適当かどうかという議論もあるかと思えます。

國島共同議長 尊重した対応ということですか。遵守ではありません。

前田氏 もう一度当方として、表現だけの問題だと思っておりますので、起草グループ

にかけられるまでに、意見ということで提出させて頂きたいと思います。難しいでしょうか。

國島共同議長 おっしゃる趣旨がよく分かりません。

当日参加者：農林水産省 富樫氏 すみません。今の意見なのですが、松本委員の 78-a 意見が追加されたことによりまして、92 の「他の関連機関による本ガイドラインの活用等」と、ニュアンスが少々違うのかと思います。そのあたりの 92 では当方から意見を言わせて頂いておりますし、他の政府機関からも意見が出ていますが、前回の議論では、これらの趣旨を踏まえて起草グループで調整されるということになっていると思います。78-a の「関係省庁においては、ODA 事業の実施において JICA が定める環境社会配慮ガイドラインを尊重した対応が求められる」と、92 の原文では「同様のガイドラインを作成するか、または JICA ガイドラインを準用すべき」ということで、若干ニュアンスが違うと思います。そのあたりを踏まえて起草されたあとに、それを拝見し、意見を言わせて頂ければということです。

國島共同議長 どうぞ。分かりました。では次に「15. ガイドラインの構成と内容」に進みます。ここは第 1 回目に起草グループが作って頂いたものの構成に対してですが、順番に見ていきますと、31 ページの 92、99、102。

鈴木 ここについて補足させて頂いてよろしいでしょうか。前回の委員会の最後に、本文の最後の「・」に一体として載せるということで、委員の皆様方が了解されたと理解しております。

原科共同議長 作って見て、起草グループで様子を見て、あまりに重くなってしまうと具合が悪いから、章を分けるということでもいいのではないのでしょうか。

鈴木 それから村山委員のコメントと、104 は先程の人権との絡みの部分ですね。101 の法的位置付けということで農水省から出ておりますが、今私どもからそのような方向で動いているということで、前回却下されたと思っております。102 についても、基本は原文としてということで却下されたと思います。構成のところでは本文と一体にするということをもう一度確認できれば、クリアされるポイントではないかと思います。

國島共同議長 分かりました。ありがとうございます。ということで、一応最終原案を作るということでよろしいですか。

原科共同議長 そうですね。前回あまり重たいと困るという議論もありましたので、場合によっては章を分けるなど、そういったことを起草グループでまとめた段階で見直して、相談して作ればいいと思います。

國島共同議長 分かりました。ということで、進めさせて頂きます。EC.17/4 を 1 ページめくりまして、4 ページ。ここはいくつかご意見があります。「16. 作業監理委員会とアドバイザー・グループ」。原科共同議長がお作りになった資料では、33 ページの 108 で、34 ページまで続いております。本日の資料で、この作業監理委員会に関することを国土交通省からご意見を頂いております。ご説明をまずお願いします。資料が

「EC.18/2」という本日お配りしたものです。

当日参加者：国土交通省 須賀氏 国土交通省国際建設課の須賀と申します。本日は当課の委員であります藤森と担当の中村に用事がありまして、私が参加させて頂いております。本日配布しております資料に沿って当方の考え方をご説明し、ご議論頂ければと思います。まず(1)ですが、国土交通省は専門省庁として技術的知見等を活用しながら、開発調査の作業監理委員会も含めまして ODA の効果的、効率的推進に寄与しているところがございます。(2) インフラ分野の開発調査につきましては、プロジェクトの基本的な計画を検討するものであり、日本国内においては主に行政を担当している分野でございます。国内での行政の知見を十分に活用するというので、今後とも協力していきたいと考えております。

(3) 当方から出している意見として、今回ご議論されております環境社会配慮ガイドラインというものは、非常に重要なものだと考えております。作業監理委員会については、JICA の環境社会配慮作業全体を踏まえて、適切な環境社会配慮を行うことが必要であるというような書き方にして頂きたいと考えております。あと(4)と(5)ですが、現在改定中の ODA 大綱ですが、その中でも技術的知見を活用していくということが書かれておりますし、今後とも行政面の知見ということを活かして、作業監理委員会等を通じて協力していきたいと考えております。(5) ですが、実際作業監理委員会というものは、現地で状況確認やカウンターパートと意見交換をしたりしておりまして、現地の状況を踏まえるという意味でも重要ではないかというように考えております。

國島共同議長 ありがとうございます。原案が今あるのですが、原案では存続そのものは直接否定するものではないのですが、色々見直しをこれからするのが必要だということになっています。これに対して直接なご意見ははっきり書かれていないのですが、「作業監理委員会を廃止した場合」というような書き方のご意見ですが、これはどのようなことでしょうか。

須賀氏 これは別に廃止した場合ということではないのですが、当方で気にしているのは、今申し上げましたように、作業監理委員会は現地の実状を踏まえるということに配慮して頂く。あと行政面で知見を活かす場ということでも重要だと考えているので、作業監理委員会については、JICA の環境社会配慮全体を踏まえた上で行うべきであるということことです。

國島共同議長 では、お手元の資料 33 ページの 108 で、まず順番に意見を見ていきますと、松本委員は以下を追加ということで「もし今後も存続するのであれば～」となっております。藤森委員のご意見は、先程須賀さんからおっしゃって頂いたことです。それから神田さんのご提案です。ご意見をどうぞ。

原科共同議長 私はそれに関連して 192 で意見を申しております。

國島共同議長 少々お待ち下さい。61 から 62 ページの 192 です。

原科共同議長 61 ページですね。「既存の作業監理委員会を廃止し」という表現を使っ

ております。廃止しますが、その機能は残します。どのようなことかと言いますと、私の場合には、アドバイザー・グループというものは、諮問機関という位置づけをしますから、そこと重複するおそれがあります。考えてみますと、通常このような場合には、技術という問題はおっしゃるように大変重要なので、環境社会配慮の中にその分が入ってこないと実際に出来ないのです。一体としなければならないので、そのような意味で審査諮問機関の中の一部として位置付けるか、あるいは廃止というように中に取り込んでしまう。

いずれにしても一体化する格好を考えまして、具体的には現存のものは廃止した方がいいのではないかというのが、私の提案です。そうしないと中途半端になりそうです。そうすれば国土交通省から頂いた意見の(3)(4)(5)の全て吸収できます。(3)はまさに一体化という趣旨に近いことをおっしゃっております。(4)と(5)の知見的ということは、審査諮問機関の中の一部である活動や技術ということで位置付ければ、明確に対応できると思います。十分に(4)と(5)の趣旨を活かすことができます。しかも組織として明確になります。

特に環境社会配慮をきちんと行うということが表に出て、その中には技術も当然入ってきます。私は理工系の人間ですが、当然技術のことに关してはおっしゃるとおりですので、それとセットで考えたいということが私の提案です。単純に廃止ではありません。その機能を十分取り込んだものとして、審査諮問機関を作りましょうというような提案でございます。

國島共同議長 皆様のご意見はどうでしょうか。どうぞ。

須賀氏 そうですね。原科共同議長がおっしゃるとおり、環境社会配慮のシステムというものは大変重要だと思っておりますが、ただ作業監理委員会も現状としてあるわけで、その中で質の面に関して貢献しているところ(現場の確認や、カウンターパートとの意見交換)があるので、それが本当にどのようになっていくかが明確ではないので、現状としてはやはり作業監理委員会の中にも環境社会配慮ガイドラインを考慮していくべきである、環境社会配慮について作業をしていくべきであると思っております。

原科共同議長 環境社会の配慮が技術の問題にフィードバックしなければいけません。ですから一体化しない限り、環境社会配慮が終わり、次は技術の問題ですと切り離してしまったら、そこで整合しない可能性が非常に多いと思っております。だから、私はワンセットにするべきだと申し上げました。作業監理委員会がこれまでやってこられたことは大変重要だと思っておりますが、言ってみればそれは諮問委員会の中のワーキンググループ的な位置づけで、個別の問題はケースバイケースで対応していけばいいことなので、普通はそのようなやり方で行います。そのような通常のやり方で、きちんと整理した方がいいと思っております。これは我々の提案です。

國島共同議長 これは色々な立場の方の意見があると思っております。どうぞ。

松浦 無償資金協力部の松浦です。作業監理委員会の議論をしているのですが、私ども

には作業監理委員会の要領というものがあって、これはいわゆる開発調査をする時に、これはコンサルタントの業務実施計画をしている際に、その契約内容が適切に管理されるように委員を集めて、詳細な技術的な問題に諮問するという形になっているわけです。ですから ODA 大綱がどうだとかでもいいのですが、現場のカウンターパートと国土交通省の方が触れ合うということについて、必ずしも作業監理委員会の要領は規定していない。それを別の場所でされるかは JICA 全体の問題として、各省の関係機関と JICA がどう付き合うかという問題であって、作業監理委員会の規定自身にそれは規定されておりません。むしろ作業監理委員会の規定から言えば、私は今の問題点について作業監理委員会は権限と責任がはっきりしていない。

諮問してコメントを述べるけれども、権限と責任があまり明確ではないというのは、これだけ時間をかけてきて、JICA を縛りつけようというこのガイドラインが、果たして適切な枠組みなのか。言いたい放題言われていて、一方 JICA は実施責任があることをこれだけ皆さんが求めているわけです。その中で権限と責任が明確でない今の作業監理委員会の規定に基づいて色々なことを言われてしまうと、こちらは立つ瀬が無いというのが正直な問題点ではないかと思います。一方業務実施契約について、私どもは別の契約の規定で、管理・監督職員を置くということになっています。これは JICA 全体の問題として、コンサルタント契約をすれば、当然の如く会計法に準じて監督職員や検査職員を置くわけです。作業監理委員会の規定を見直せば、必ずことぶつかります。

では検査と監督の職員に、まさか各省の方を補助員として任命するというのは、できないのではないかと。そのようなことが色々あるわけですから、ここでの提言で作業監理委員会を議論しますと、別途の作業監理委員会の改定委員会を作らなければならないということ、私は危惧しております。作業監理委員会という文字を除いた提言を出して頂くということが現実的ではないかと思います。原科共同議長も色々おっしゃられましたが、なんらかのアドバイザーが必要であろうというのが改定委員会のご意見であるならば、その作業監理委員会という文字を除いた、何かもう少し抽象的な文言で行った方が、改定作業が進むのではないかとというのが私のコメントでございます。

原科共同議長 そうしますと、作業監理委員会の一体化という点での趣旨は OK けれども、その代わり委員会としてあり方をいじるのは、そう簡単に出来ないというお話ですか。

松浦 おそらく一年以上かかると思います。

原科共同議長 そうすると情報交換や、作業監理委員会の意思決定プロセスとか、そのような情報がきちんと伝わって、環境社会配慮のアドバイザー・グループないし審査諮問機関との間の情報の疎通が十分いけば、既存の形でもうまくいくと考えてよろしいのでしょうか。

松浦 私自身は、このガイドラインの改定のフレームの趣旨から含めると、おそらく作業監理委員会をいじるとすれば、別途難しい問題が出てきて、時間がかかるのではない

か。おそらくこの改定委員会では、作業監理委員会のある種の部分の有効な機能というものを認めたから、このような提言をされているのだと思います。その機能をどうするかということを改定委員会で論じて頂き、作業監理委員会と別組織の新しい委員会を作るかどうかということは別途 JICA の中で議論すればいい話です。

原科共同議長 ただこれは提言ですから、我々にはシステムや組織のあり方についてこうあるべきだという提言をする義務・責務があると思います。それは JICA で受け取られて、どうするかお考え頂くので、システムとして基本的には環境社会配慮というものが技術の面とフィードバックしなければならない。これは事実です。そのためのシステムを作らなければいけないのです。

一番明快な方法は一体化した方がいいのですが、今おっしゃるように既存の組織をそう簡単にいじれないということであれば、それと結果的に一体化できるような工夫として、お互いの情報が疎通するようにする。作業監理委員会における議論の公開や、情報提供をして頂く。フィードバックできるようにしておく。基本は環境社会配慮の判断が重要ですから、それに基づいて技術をフィードバックしていく。技術的条件が難しければ、また環境社会配慮の検討に戻ってくるような、そういった一体化したものになっていなければならないのではないのでしょうか。

もう 1 つは、作業監理委員会の機能は、国土交通省のご説明でも大変広いとおっしゃっていましたが、今のご説明ではそれほどあれもこれもないとおっしゃったと思います。そのところの権限と責務が明快ではないということもおっしゃっていたので、その整理も必要だと思います。そのような意味で、作業監理委員会を廃止することは簡単にいかないとおっしゃるのでしたら、それはそれでいいと思います。いずれにしても情報がきちんと伝わるようなプロセスとして、作業監理委員会の議論の内容をきちんと公開して頂くということだと思います。

國島共同議長 どうぞ。

事務局 岡崎 調査部の岡崎でございます。作業監理委員会の問題につきましては、この環境社会配慮ガイドラインの委員会を少し超えた部分が出てくると私は思います。JICA は 1974 年以來 30 年の中で業務の経験を十分蓄積してきました。その経験に加え、海外で仕事を担う開発コンサルタントも経験を十分踏んできていることから、作業監理委員会というものは、もう一度内部で十分検討したいというのが一つあります。従って、それと環境社会配慮ガイドラインのところとどうリンクさせるかは、原科共同議長がおっしゃられたように色々なやり方があると思います。一度 JICA 内部でこのあり方について検討する。そして松浦部長が話しましたように、場合によっては名前も考えなくてはならないのではないかと。個別案件ごとの話としてのあり方を考えるとすれば、以上のように考えて進めることでよいではないかと思えます。

國島共同議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 吉田です。この提言の中に「廃止する」と言い切ることは難しいと思います。

というのは、作業監理委員会が出来た時代的背景や、おそらく出来た時にはそれ相応の目的と役割があった、そのような要請があったから出来たものであって、それらが今は通用しないのだという議論をきちんと整理する必要があります。今回の国交省からのメモの中に、そのようなことがきちんと整理されていなかったは残念なのですが、作業管理委員会の存在理由や、これまでの活動実績成果を整理して、またどのように状況が変わったのかということなどもきちんと整理して、その上で本件環境社会配慮ガイドラインとどう噛み合うのかという検証と議論をもう少し深めないと、この提言の中で「いらぬ」と言うのは少々言い過ぎではないかというのが私の意見です。

國島共同議長 川村委員、どうぞ。

川村委員 具体的に修文の方針についてのコメントなのですが、実はこの問題というのは関西の NGO との議論でも出ました。そこで出た議論も踏まえて、61 ページの 189 のアドバイザリー・グループのところに書きました。今のご議論を聞いていて、ここで書いたこと、あるいはその趣旨というものは、今議論したことに反映した方がいいのではないかと思いました。どのようなことかと言いますと、61 ページの一番上で、「JICA は、環境社会配慮の確認について専門性を高め、意思決定過程の透明性を高めるための組織体制の改革を行うべきである」というような基本的なスタンス・方針についての文章をまず書いて、具体的なやり方については例示的にする。例えばこのようなやり方もあるという形で、委員会として考えられる範囲で提言をするということはどうかと思えます。文章自体、私が書いたものでいいかどうかは場所を変えますので、趣旨も変える必要があると思えますが、考え方としてはそのようなやり方がいいのかなと思えます。

國島共同議長 すみません。確認なのですが、今の 61 ページの 189 のご意見というものは、元に戻りまして 33 ページの 108 の起草グループが作って頂いた原案と、文章的に細かい内容について 61 ページの 189 は説明しておりますが、基本方針は 108 のこの文章の原案とあまり変わっているようには思えません。私の誤解なのでしょうか。

川村委員 一点、透明性を全面に出すということです。

國島共同議長 ですから、具体的な方策について追加はあるにしても、方向としてはこのように理解してよろしいでしょうか。

原科共同議長 すぐに廃止とは申し上げませんが、廃止も含めた検討くらいは必要だと思います。その上でポイントは透明性だと思います。要するに従来の環境アセスと、今のアセス法との差が大きいのはそこなのです。従来はアセスの判断と、次の技術的な判断が切られていたのです。だからアセスが役にたたなかったのです。アセス法では横断条項を設けることによって、技術的な判断として色々な条件が満たされたものに対してアセスの判断が反映されるのです。それが非常に大事なところなので、システムとしてきちんと連動するような仕組みにして頂きたいのです。作業監理委員会のところで今までの話と違っては困りますし、大変懸念しております。その間の情報公開です。意思決定過程の透明性を高めるということはまさにこのことで、ですから組織の見直しという

点では、廃止も含めるくらいの意気込みで行って頂きたいという趣旨でございます。

國島共同議長 松本委員。どうぞ。

松本委員 (FoE Japan) すみません。今は108についての意見ですか。それともアドバイザー・グループ全体についての意見も今よろしいのですか。例えば、原科共同議長が作られたEC.17/4にはないのですが、190のカテゴリA、Bに関しては、JICAの諮問機関としてアドバイザー・グループが意見を言うというような提案が松本委員(メコン・ウォッチ)から出ているのですが、これについての意見も言ってよろしいのでしょうか。

國島共同議長 ごめんなさい。意味が良く分からないのですが。

松本委員 (FoE Japan) 今はアドバイザー・グループの議論ですよ。

鈴木 作業監理委員会についてです。

松本委員 (FoE Japan) 作業監理委員会ですか。すみません。作業監理委員会の件について1つよろしいですか。私は作業監理委員会という名前はやはりきちんと入れて、その作業監理委員会の透明性の確保というところはきちんと文書としてやはり残す必要があると思っております。それと、原科共同議長がおっしゃっている、技術のフィードバックの件に関しては非常に重要なポイントですので、何らかの形で作業監理委員会と新しくここで提案されているアドバイザー・グループの関係というものは、この提案の中できちんと書いていく必要があると思います。

國島共同議長 他に何かございますか。どうぞ。

高梨氏 若干現場サイドで整理したいと思っておりますが、現在作業監理委員会では各省の代表、あるいは外部の専門家を入れて、コンサルタント等の作った報告書等の監督管理をして頂いております。今度このようなガイドラインが出来れば、おそらくそれに則った形の監督管理というものが行われてくると思います。これは存続する場合の話です。その際、それとは別にアドバイザー・グループが出来た場合に、例えばカテゴリAの案件であれば当然同じ作業をして、道路であればA地点やB地点はどうだということで、技術的な検討を踏まえて、それで環境社会配慮がどうだったかという、おそらく同じ作業をするのではないかと思います。そうなると同じレポートをどちらも検討するというので、結果的には重複する懸念があります。アドバイザー・グループを設置するというのであれば、そのデマケーションをしっかりとしないと結局同じことになる。アドバイザー・グループは、原科共同議長が言われたように、技術的な検討も当然しなければならぬと思いますので、そうするともう一度現地の土壌はどうだという話から始まって、検討しなければならぬということになると思いますので、この作業管理委員会の見直しと、アドバイザー・グループのお話は非常にリンクしているのではないかと思います。その意味で整理が必要だと思います。

原科共同議長 私は今おっしゃったとおりの趣旨なのです。ですから、どちらを取るかというのは、環境社会配慮というガイドラインを考えればそちらを優先するので、それ

に対する格好がいいのではないかという提案をさせて頂いたのです。おっしゃるとおりです。そのような現場との関係を考えて上です。急には難しいということであれば、当面は位置づけをしっかりとしておいて、あまり重複にならないような工夫をして頂きたいと思います。

國島共同議長 どうぞ。

鈴木 私は本日発言を控えようと思っていたのですが、1つ先程松本委員(FoE Japan)がまさにおっしゃられたようなことで、また議論しなければならないと思いますが、アドバイザー・グループで行われる環境社会配慮の諮問の部分と、作業監理委員会を残すのであれば、そことの十分なフィードバックや連携の部分と、透明性という意味では作業監理委員会の現在の議論の透明性というところを盛り込んで、作業監理委員会のあり方を見直す、再整理するという形のご提言であれば、おそらく皆さんのご意見が入ってくるのではないかと思います。すみません、今文言を持っていないのですが、そのような項目が入ることがよろしいのではと思うのですが、いかがでしょうか。

國島共同議長 私はこの会の共同議長を引き受けてから、意図して私自身作業監理委員会の委員というものはしたことがないのですが、したところのある色々な立場の人にヒアリングをさせて頂きました。吉田委員がおっしゃったように発足当時はよく分かりませんが、いかなる人から聞いても基本的に何らかの問題があるという印象を受けました。先程の松浦さんのお話で、ここの今の環境社会配慮について、今まで積極的に色々活かした形で今後進めるということをきっかけに、実際にされている当事者の内部の方は、監理委員会等で問題や思いがあっても、内部からなかなか基本的な存続や組織大変更も含めて言い出しにくいというのが実際の姿だと思います。逆に原科共同議長がおっしゃったような意見をそのまま行うのは暴論だと思ったのですが、これぐらいの意見を提言に書いておいたものを皆さんが受け取った方が、色々なことを変更する時に肩を押してあげることになるのではということ、少し強いと思ったのですが、あえていいのではと思いました。今のようなお話を聞きますとそこまでのことはない、今までの組織のプロセスの透明性を上げたり、項目を考えたりするくらいでいいのだということでしょうか。

原科共同議長 そうでもないと思います。暴論でもないと思います。一言よろしいでしょうか。30年も前ということは時代が変わっているのだから、むしろ吉田委員がおっしゃったように検証した上で廃止ということは十分あり得ることで、そうでないと時代の変化に対応できません。特に新しい組織に10月から変わるわけですから、これは極めて重要だと思います。

村山委員 名前を変えるとか、廃止という案は結構だと思うのですが、それだけを提案しても違う名前と同じような組織が生まれる可能性がないとは言えないと思います。むしろ今までの作業監理委員会が、環境社会配慮の側面から見てどのような問題点があったのかを検討すべきだと思います。これについては、この改定委員会の最初の段階でケ

ースタディを出して頂いて、やはり作業監理委員会の総合的な意思決定を最終的にやっていると思うのですが、メンバー構成や開発と環境という側面を考えた場合に、どのようにして総合的な判断が下されたのかが判然とせず、そのあたりの問題点が出てきたと思います。今後も作業監理委員会が存続するのであれば、そのあたりの状況をどのように整理するのかを、議論の透明性も含めて示しておくという方が、私はむしろ重要ではないかと思えます。

原科共同議長 それから、私が4ページの16でまとめたところは、作業監理委員会とアドバイザー・グループはシステムとして考えたいという趣旨でまとめました。今のご議論の通り、作業監理委員会の問題だけではない。ただ意見を出す段階はあの部分ですし、トータルでアドバイザー・グループあるいは外部的・第三者的な審査をどうするかということが一番ポイントなので、そこをどうするかということだと思います。

村山委員 組織構成で申し上げますと、作業監理委員会とアドバイザー・グループという位置づけよりは、むしろ新しく出来るであろう環境審査室とアドバイザー・グループが非常に緊密な関係にあって、その環境審査室と作業監理委員会との関係がまたJICAの内部にある。そのような関係ではないかと思えます。

原科共同議長 ただ作業監理委員会が存続したら、そのあとでのアドバイザー・グループの関与がなくなるおそれが非常に大きいのではないかと、それが心配なので、セットで考えなければいけないと思えます。

國島共同議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 一番提言の中で難しいところに我々はきていると思っております。やはり今の原文のままでは、全体の委員会での意見が弱いという気が私もしております。

國島共同議長 108の原文のところですか。

吉田委員 そうですね。6-2のところですか。1つは、ただ言うからにはもう少しインパクトがある書き方が出来るのではないかという意味で、私が先程申し上げましたように、作業監理委員会の意思決定に果たしている役割や成果というものを検証する必要があること、ただ作業監理委員会というものは透明性や説明責任に欠けているということは、皆さん一致しているような感じがします。そこをもう少し強く出す。それから原科共同議長がおっしゃった技術の選択と社会配慮というものは一体化しなければならないということがポイントで、それらをきちんと述べた後で制度として、作業監理委員会の廃止を含めてと言ってもいいような気がしてきましたが、失礼な言い方もかもしれませんがそのような言い回しの方がインパクトもあり、重要性を修飾的に入れておいて、全体として3つの組織(アドバイザー・グループと作業監理委員会ともう1つの審査室)の在りようを考えるという、そのようなスタンスはいかがでしょうか。

原科共同議長 今おっしゃったようなまとめ方でいきたいと思えます。

國島共同議長 よろしいですか。松本委員、どうぞ。

松本委員 (FoE Japan) 今の吉田委員の提案で非常によろしいかと思えます。1つ今

聞き逃したかもしれないのですが、もし存続する場合は透明性の確保は欠かせないという事は、何らかの形で入れて頂くのでしょうか。

原科共同議長 それは一番大事です。最小限です。Minimum requirement です。

松本委員 (FoE Japan) はい。そのところは入れて頂きたいと思います。

國島共同議長 他に何かございますか。作本委員、どうぞ。

作本委員 私もアドバイザー・グループと、作業監理委員会の両方を考えないと片付かない問題であるということが分かってきたのですが、で既に議論が終わったところかもしれませんが、例えば 190 に松本委員 (メコン・ウォッチ) のコメントがあります。ここをすでに採用されたかどうかメモはしてありません。

まだ残っていますか。というのは、コメントされている中にアドバイザー・グループを常設するのかどうか。あるいは 190 の左に書いてあるように、アドバイザー・グループというものは意見を聞くという受身的な組織なのかどうか。このあたりも十分煮詰めないと、アドバイザー・グループの性格は分からないと思います。

國島共同議長 それはこれから行うところです。今は作業監理委員会の件について、原科共同議長や吉田委員がおっしゃったようなことを書き、透明性と申しますか、そのキーワードは提言の中ではっきり書いておく。今のご発言に引き続きまして、60 ページの 188、189、それから 61 ページの 190、191 のあたりは、アドバイザー・グループの設置という、これは原案でこのようなものが出てきているわけですが、60 ページの 188 で原科共同議長からは、アドバイザー・グループの設置は審査・諮問機関の設置であるということで、EC.17/4 の資料「17. 審査部局の設置」は関係があると思います。先程ご説明頂いたかもしれませんが、もう一度ご発言頂けますか。

原科共同議長 本来関連した資料を用意すればよかったのですが、時間の関係で出来ませんでした。これは審査諮問機関ということで、アドバイザー・グループという表現は弱いかと思いました。一方で作業監理委員会は、かなり強いイメージです。ですから、やはりきちんとした技術的な支援だけではなく、環境社会配慮からの意見をきちんと申し上げて、それを実際の JICA の審査に活かして頂きたいということです。ですからそのような意味では作本委員がおっしゃったように、どのあたりの強さで表現すればいいかということに関して、私はきちんとした答えを出した方がいいと思います。

その趣旨は、やはり第三者性のある機関です。そのようなものから意見を頂くということは大変大事なことで、環境アセスメントの世界では通常行われております。我が国の中の自治体では、47 都道府県全てがアセスメントの審査会を持っております。これが外部専門家の意見を聞く部分で、それを受けて実際の審査は担当の環境部局が行っておりますが、そのようなことで相互の情報交換を十分に行い、専門家の意見を尊重しているということになっております。

ですから細部については当然担当の方がよくご存知なので、細かいところまではする必要はありませんが、基本的なところに関してはそのようなことで意見を頂いております。

すので、そのような位置付けで審査諮問機関は、諮問ですから意見を頂くということですから、諮問という言葉がいいのかと思います。ただこれが強すぎる表現かどうかは分かりませんが、アドバイザー・グループではいかにも弱すぎる感じがしますので、通常審査会と言っておりますので、審査諮問機関ではないかと思えます。

國島共同議長 そうすると今のは、JICA の中に別に審査部局を設置するということは別の話なわけですね。

原科共同議長 当然そうです。セットです。審査部局があることを前提にして、それに対する諮問ですから意見を頂くのです。諮問する側があるわけですから、100%任せるわけではなく、諮問というものはあくまでも専門家から意見をもらって、これに対して返すわけですね。

國島共同議長 先程、気をつけないと何十にも重複することになるというご心配の意見があったのですが、今のお話を伺って、特に違和感なくお聞き頂けたでしょうか。

高梨氏 おそらくそれを整理しないといけないと思います。要するにこれですと、先程申し上げたように審査部門がまた出てくことになると思います。そうすると、既存の組織の作業監理委員会、審査部門、アドバイザー・グループということになります。

原科共同議長 ですから作業監理委員会と一緒にいった方がよりいいのではないかとということで、結果的に廃止ということになってしまうということだと思います。

國島共同議長 でもこの原案は、一応「アドバイザー・グループを設置し」ということで、60 ページのところや、その次が 190 に外部の方も入れて、個別のプロジェクトの特性を踏まえる。しかもその間にこれは公開する。そのような透明性も確保してというようなことが原案になっていたのが、起草グループで出たものなのだと思います。しかしこの作業監理委員会は、先程から言っているように、ある 1 つの見直しをし、それとは別に今回のような環境社会配慮をより詳細で丁寧に配慮するために、このアドバイザー・グループを作ることがいいという、そのような原案でお作り頂いたというように思うのですが、それでよろしいでしょうか。

田中委員（環境省） いくつかの論点が絡まりあっているもので、少々それに対応しているか良く分かりませんが、少なくともいわゆる作業監理委員会とは違うものとしての専門家のグループなのですが、それをアドバイザー・グループと呼んでいるのと、原科共同議長がおっしゃっている審査・諮問機関ということとの関係がよく分かりません。

原科共同議長 審査会というものは、基本的に審査諮問機関なのです。審査会という名前ですが、そこで審査しているわけではなく、あくまでも審査会の意見を受けて、都道府県知事が審査結果を出すわけですね。きちんと明確にすれば分かると思います。

國島共同議長 ただ今の作業監理委員会というものは、これを目的として、これを行うということがきちんと決まっています、延々と行ってきて、はっきりしているわけですね。ですから、そこにこの環境社会配慮について色々検討して付け加えるということは、技術的にできないことはないと思いますが、組織全体のあり方や職種を変えることは、先程

おっしゃっていたように1年くらい検討しないと出来ないだろう。しかし一方で、環境社会配慮を十分に実施体制の中で行うために、この原案では作業監理委員会は既存のものにプラスアルファということで気をつけて見直す。それから別にアドバイザリー・グループを作る。

それに対して原科共同議長のご意見は、作業監理委員会とアドバイザリー・グループを合体したような審査機関を作るということです。そうすると先程のご意見で、作業監理委員会そのものの根本的組織変更の話に及ぶわけですね。それについては、我々が慎重に行った議論の範疇では、審議の部分が少しあるからということで、それは少し行き過ぎである。ですから作業監理委員会は、先程の原案のような形で修正して残し、このプラスアルファのアドバイザリー・グループをさらに内部の部局で、これを3つの形で、提言の委員会として明示的に書き込むかどうか。そのような状況で、起草グループとしては一応アドバイザリー・グループという位置づけを書くべきだということで、ここに出てきています。

原科共同議長 かなり近い考えだと思います。

田中委員（環境省） 基本的にはそのようなことだと思うのですが、原科共同議長がおっしゃっている審査・諮問機関というものは、審査をする機関ではなく、審査の際に諮問をする機関ということだと思います。審査機関と諮問機関というものは全く違います。そのような意味で審査をし、諮問も受けて何かをする機関ではなく、審査の際に諮問をする機関だということであれば分かるのですが、そのようなことでプロセスの中で審査をする機関ではなくて、プロセスで審査をするにあたって、外から諮問・意見具申、そのようなものを行う機関ということで、言葉はともかく内容は同じことだと思います。それと作業監理委員会というものは、少し違うと思います。どのような業務を、どのような観点から行っているのか分かりません。おそらく先程おっしゃっていた会計法的な適正な業務執行ということもあるのであれば、全く違う機関だと思います。

國島共同議長 富本委員、どうぞ。

富本 参考までに、私は評価監理室長をしておりますが、企画・評価部の中に評価監理室というものがございまして、これ以外にアドバイザリーを求めた外部有識者評価委員会というものがございます。これは一応、各事業部が行う案件について全て事前評価から、事業評価まで全て評価監理室で行います。従って評価の一時的な作業はラインで行い、その結果について私どもで審査をする。それに対してさらに外部の評価委員会のアドバイスを受けるという形になっております。この形というのは、1つ参考になるのではないかと考えております。従いまして、環境社会配慮ガイドラインの遵守に従って事業を行うのは各事業部。それに対して若干離れた形で審査室なり審査部局があって、そこが実際に審査を行う。その審査の内容について、外部のいわばアドバイザリー・グループから専門的な知見からの諮問・アドバイスを受けるという形が1つあると思います。

それと作業監理委員会というものは若干切り離された形で、この審査部局は開発調査

に限らず、無償資金協力、技術協力プロジェクト全て見るわけですから、作業監理委員会というのは開発調査に限って、しかも社会開発と農林業関係だけで鉱工業はございません。ここは少し整理をするという見方で行う必要があると思います。アドバイザー・グループは、あくまでも環境社会配慮という観点から、技術的な知見も含めてアドバイスをして頂くという、やや高いレベルにあるような感じが致します。

國島共同議長 今の原案のアドバイザー・グループを設置する内容の仕方については、色々ご意見を頂きましたが、それ自体については富本委員の今のお立場で、特段違和感があるということではないと理解してよろしいのでしょうか。

富本 評価監理室長としての立場からしますと、現在もアドバイザー・グループがございますので、考え方の思考の中にそのような例がありますので、特に違和感はありません。

國島共同議長 わかりました。

原科共同議長 どのような表現にするのか、むしろ名称だけの問題かもしれません。私にはあわせて意見を申しますと、「17. 審査部局の設置」で言っておりますが、審査部局設置が前提の話なのです。ですから34ページの110ですが、そのような意味で審査室の権限をきちんと持たせなければいけません。「審査室の権限は、事業部局への意見提出にとどめず、環境社会配慮に関する最終権限を持たせる」くらいきちんと組織を作って頂ければ、諮問機関の意味があります。ですから審査部局にきちんと意見を申し上げて、それがきちんと活かされないと外部の諮問機関やアドバイザー・グループを作っても意味がありません。このような仕組みを考えて、意見を出しました。

國島共同議長 では、ついでにといいは失礼ですが、審査部局まで総合的に議論した方がいいと思います。今のが34ページの110で、それから111、112とあるのですが、今原科共同議長からご意見を頂きました。110から見ていきますと、松本委員からのご意見は審査部局を設置することには賛成で、その機能についてのご説明です。村山委員からは、少しご説明頂ければと思います。

村山委員 特段変わりはありません。

國島共同議長 今の原案ということですか。

村山委員 原案と申しますか、もう少し明確に審査部局の権限を書いておく必要があるということです。

國島共同議長 分かりました。ありがとうございます。田中委員のご意見で、削除というのはどのような意味ですか。

田中委員（専門員） この間申し上げましたように、要請時ということで35ページの111にあわせるということです。

國島共同議長 はい、分かりました。今の全体的なご意見は、作業監理委員会は現行のまま、若干見直しする。アドバイザー・グループと審査部局を設置する。審査部局に相当の権限を持つような機能を実現するように進めるのが適当であるということだ

と思います。そのような形で今の 16、17 番の作業監理委員会、アドバイザー・グループ、審査部局を提言書の中に盛り込むということによろしいですか。

原科共同議長 はい。名前はアドバイザー・グループでいいのですが、機能は審査諮問機関だと明記して下さい。

國島共同議長 はい、分かりました。どうぞ。

須賀氏 確認なのですが、作業監理委員会のところでもちろん透明性や、それぞれの役割を明確にして連携していくというお話は残っていると思うのですが、最終的な書き方としては、先程吉田委員からお話があったように、存在理由や経緯をしっかりと検証して議論していくというような書き方がいいのではないかと、先程 JICA 組織の内部の方からもご意見ありましたように、そのような書き方がいいのではないかと個人的には思いました。

國島共同議長 分かりました。先程の作業監理委員会の適切な役割というような簡単な文章ではなく、先程の吉田委員のご意見も含めて、文章をきちんとした形で書き込んで、提言書の文章にするということに致します。

原科共同議長 位置づけも検証して、廃止を含めて考えてほしいと思います。田中委員、どうぞ。

田中委員（環境省） 110 の審査部局のところを今議論していますね。

國島共同議長 そうです。110、111、112 をまとめて行っています。

田中委員（環境省） どこまで細かく JICA という組織の内部の意思決定メカニズムについて、ここで言及する必要があるのかということについて疑問もあるのですが、原科共同議長の修正案で、機能はアドバイスとすることと、すなわち最終権限を持たせるということが少々矛盾しているような気がします。つまり要するに専門知識を持つ組織として、アドバイスをするのであって、意思決定責任は事業を行う部局にあるということとして通して考えるべきなのか、それとも一緒になって意思決定権限が完全に分配されていて、審査部局においてという体裁を取るのかということは、どちらもあると思うのですが、多分違うので整理が必要だと思います。そこまで詳細な組織論をここで展開する必要があるのかということについては、もう少し一般的なことでもいいのかと個人的には思います。

原科共同議長 今おっしゃったように文章が整合していないので、最初の文章の「すなわち」で切って頂いた方が明確だと思います。おっしゃるとおりです。

國島共同議長 そのバランスは、起草グループで作る時に議論しませんか。

原科共同議長 環境社会配慮に関する意見を持たせるくらいの表現で、その部分を活かして頂いた方がいいと思います。環境社会配慮に関する最終権限を持たせる。そのために組織をどうしたらいいかということは、組織内の問題です。

國島共同議長 私は田中委員のようなレベルの懸念よりももっと前に、基本方針や方向だけにして、組織のあり方そのものについて、提言委員会が四の五の言うのはおかしい

と思われている JICA の方がたくさんいて当然だと私は思っています。ですから、どのあたりまで踏み込むかということについては、ここだけに限らず、全てのことについて議論になるところだと認識しております。

ただ私の基本的な考え方は、JICA が要らないというのであれば一般的でいいのですが、やはりここは非常に意味があって、重要で、これからも色々な形で活躍して頂く大事な組織であり、活動であるということですので、あえて頼りにしている、当てにしているからこそ、色々ごちゃごちゃと多岐に渡り、場合によっては細部に踏み込みすぎかもしれませんが、提言委員会としては言わせて頂きたいというスタンスです。ただ今おっしゃったような一定の起草グループの自制というものは考えなくてはならないと思います。

原科共同議長 すみません。自制と言いますが、提言グループだからこそです。内部からは組織の内部のことをなかなかいじれません。だから外部だからこそ言えるので、我々は言わなくてはいけないと思います。自制というのはおかしいと思います。むしろ言わなくてはいけないと思います。

鈴木 1つだけよろしいでしょうか。自制のお話ではないですが、組織を我々はまさにこの提言を受けて、どのような権限を持たせて、どのようなラインなのかということを検討していかなくてはならないことになりますので、是非お願いしたいのは環境社会審査室が何をしなければならないのかという責任の部分、どのようなものかという考え方をきちんと明確に出して頂く。それが我々 JICA の方で、各段階で助言を行うと共に、決裁権を有するという表現にしたのは、JICA の事業を見た時に最終権限はどこなのかというと、独法化後は理事長ということになるのですが、組織によつての決裁の過程というものは様々だと思います。

そこに原科共同議長の「最終権限を有する」ということは否定するつもりはありませんが、一体何をきちんと担保する組織にして欲しいのかということをも是非ご提言の中に入れて頂ければ、我々はその意を踏まえて、どのような組織、どのような関わりあい方を事業部として、あるいはアドバイザー・グループとしていくのかということを整理していけるのだらうと思います。そこは事務局がこれから行っていかなくてはならない中でのお願いでございます。

國島共同議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 今の鈴木さんの意見に関して、この点の皆さんのコメントを見ると、原科共同議長と松本委員はどちらかという審査というよりもチェックという機能を持たせる、一方、村山委員のご意見は、大分違います。JICA も違います。村山委員の場合は改善策を提示する。いわゆる環境が問題になった場合には、代替案や改善策を提示する、すなわち環境社会配慮を開発・技術協力の中に内部化するという、そのようなニュアンスがかなり強く入っています。このような意味で2つのグループは見解が違います。理念のところでもそこを私なりに言いたかったのは、やはり外から審査してこれは駄目だ

というスタンスではなく、むしろ内部化する努力という創造のプロセスが技術協力の核心なのだという認識を私は持っているつもりです。審査室は上がってきたものをチェックするのではなく、各段階で助言をし、現業部門が悩んでいたら、それに対して改善策をともに考え、他の事例経験ではこのように対処したというような、むしろ内部化して解決するというスタンスを、是非新しく出来る組織に持ってもらいたい。それでこそ技術協力の機関だというように私は理解しております。

原科共同議長 少々誤解があるかもしれませんが。そんなことはありません。単なるチェックだけではなく、おっしゃるようなこともあります。私は審査会を色々経験してきましたが全くそのようなことで、チェックプラス当然改善策の提示というものはあります。これも一つの機能であり、セットなのです。そこで、環境社会配慮に関する最終権限の意味合いは、チェックだけではなく、環境配慮を進めるための権限という意味ですから、当然今おっしゃったようなことは入るわけです。

國島共同議長 田中委員、どうぞ。

田中委員（専門員） その点につきましては、35 ページの上の方に JICA と私の案がございますが、これはまさに吉田委員がおっしゃられたように、JICA の審査室の機能というものは、各段階で助言を行うとともに、決裁権を有するというこういった書き方に一応 JICA 案としてなっております。私のところは、本来この環境配慮は各担当の事業部が責任を持ってまず行くと、ここが重要であって、これからそのような方向でどんどんいくと思います。

その中でアドバイザー・グループの方々のご意見も頂いて、そこに新しく環境配慮の審査室というものが出来た場合には、そこがこのガイドラインの内部遵守を確保する機能をきちんと有するようなものになるという、このような形が重要ではないかと思っておりますので、できればこのような部分を活かした上で考えて頂けると、非常によろしいのではないかとそのように思っております。

國島共同議長 分かりました。山田委員、どうぞ。

山田委員 JICA 内の組織論ですが、役人的に見ると現在 JICA が出してきた修正案というものは非常に簡潔で明確だと思います。決裁権を有するということはかなり明確で、いわばそこが関所になっているというくらいはっきりしたものだと思います。環境社会配慮に関する最終権限を持たせるということは、精神としてはよく分かるのですが、環境社会配慮に関する最終権限というと、組織の中では必ずしもよく分からない。つまりあるプロジェクトと環境社会配慮があたかも切り離せるもののようになっていますが、普通は切り離せない。環境社会配慮面が必要であれば当然、環境社会審査室を通るというように JICA は書いているので、JICA の文章というものは原科共同議長の言っている趣旨をより簡潔に、簡明に書いた文案になっていると私は思います。

國島共同議長 なるほど。松本委員、どうぞ。

松本委員（FoE Japan） 私も JICA の全ての意思決定の段階で決裁権を有するという

ところの書き方は非常にいいと思います。それでもう1つこの文章に加えて頂くとすると、松本委員（メコン・ウォッチ）の提言の中に、「本ガイドラインの遵守を確保する責務を負う」というものが入っております。これはガイドラインに沿って、きちんとした環境社会配慮をしてもらおうという趣旨なのですが、今後遵守の仕組みについての議論があるかと思うのですが、最終的にガイドラインに書かれているものをきちんと守っていくために、それを確保するためにそれぞれの意思決定において意見を言っていくという意味で、ガイドラインの遵守を確保する責任というのは残しておいた方がいいと思います。

國島共同議長 おっしゃるとおりです。JICAの決裁権を有するというような書き方を、提言の文章とすることについて、本当にいいのですかということをお願いいたします。踏み込みすぎと言いますか、ここまで書くのは、JICAは事業部隊もありませんし、よくそこで調整した上で、これでいいということであればいいのですが、山田委員がおっしゃったように少し明快すぎるので、かえって私は気になるというのが正直なところだと思います。これでいいということであれば、結構です。松浦さん、どうぞ。

松浦 アドバイザリーでも、***ということをはっきりして頂きたい。そうでないと、おそらく***、やはり基本的には私ども開発調査***、各事業部長が***ですから、***おそらくこのガイドラインでいえば、***という形を***。そのようなことであれば私は構わないのですが、その際にあまりにも不親切な***、やはり***。

深田 すみません。JICAの深田です。今の松浦部長がおっしゃられたことと、私がここで決裁権ということを含んでいる意味とは違うのだと思います。決裁というものは、色々な過程で部分的であれ、全体的であれ責任を有する人が参加して、きちんとそれを確認するという行為です。その過程において、各事業部長は決裁に参加するわけですが、事業部長は環境社会配慮で責任がないということではない。その決裁を有するという意味は、環境審査室が決裁に参加しないアドバイザリー・グループではないということを確認するという意味で、決裁の過程におそらくA案件であれば、最終的には理事長まで決裁を求めるといことになるわけですから、全体のJICA組織としての責任を取ることになる。

そのプロセスがおそらく松浦部長がおっしゃられたように、色々な新しいアドバイザリー・グループが出来て、より複雑になることはあるにしても、JICAとしてはその決裁に参加したものが全体として責任を負う。その限りにおいては、担当部長というものは責任がないわけではない。むしろ担当部長には一次的な大きな責任をやはり担ってもらいたいということはあると思います。ですから、そのような趣旨で決裁権を有するという表現で私は大丈夫だと思います。問題は組織内で誰がどこまで参加するかということ、JICAの責任で決めさせて頂く。このようなことではないかと思っております。

國島共同議長 田中委員、どうぞ。

田中委員（環境省） 山田委員が決裁権を有するとおっしゃったのも、まさにそのような趣旨だと私も理解していて、少々アナロジーとしては違うかもしれませんが、例えば環境省と関係省庁との間のアセスにおいても、やはりそのような環境配慮というものは、事業の中に内部化して頂いて、そのような意味での最終権限というものは、事業を行う側にきちんと内部化されて、位置付けて頂いた上で、ただアドバイスをするだけではなく、全体としての意思決定の中で一応きちんとしていくということが、そのような審査を行う部局としていいのではないかという印象を持ちました。

そうではなく、環境社会配慮について1から0まで、その部分がごっそり切り離されて審査部局の方に責任がある、あるいは全体的な責任があるというのは、少々異質ではないかという気がします。決裁権というと、全体的な責任ということにも読めますが、むしろ協議をきちんと受けて、あるいは審査をして、全体としての主体的な責任を担保していくというようなイメージで私は受け取っております。

原科共同議長 私は最終権限と「最終」という言葉をわざわざ付けたのは、そのようなことなのです。当然、担当部局が行うことで、最終的な判断のところでは審査部局が行うということだと思います。審査部局と切り離すという話ではありません。わざわざ最終とつけたのは、そのようなことです。ですから、そんなに危険はないような感じがします。

國島共同議長 全体的には色々ご意見を頂きまして、審査部局は設置する。原案の文章に今頂きましたような「透明性や審査を担い、遵守を～」ということと、JICA よりご提案があった明快な決裁権という言葉を入れた文章を付け加えて修文する。そのようなことでよろしいでしょうか。蒸し返すようですが、「最終権限～」というこの文章について、原科共同議長は特にこだわらないということでもよろしいですか。

原科共同議長 環境社会配慮に関するということなのです。

國島共同議長 そのようなことですね。分かりました。ということが明快に入るように、全体の文章が出来ていれば、この言葉そのものにはこだわらないということですので、起草グループで最終案を作って頂くということで進めさせて頂きたいと思います。

2 時間経ちましたので少し休憩して、11 時 40 分から再開させて頂きます。次は 18 から進みますので、よろしくお願い致します。

休憩（11：35～11：40 5 分間）

國島共同議長 それでは11時40分になりましたので再開させて頂きます。引き続き審議をさせて頂きます。

田中委員（環境省） すみません。確認をさせて頂きたいのですが、61 ページのところで、アドバイザリー・グループは先程の方針でもう一度きちんと検討するというところでいいのですが、松本委員の意見の中で常設するというのを明示するという話があり

ましたが、その取り扱いと、もう1つご指示を頂きたいのは、村山委員のご意見として32ページの100でグッド・プラクティスをどう位置付けるかというところの議論が今日なかったので、その点が決着しているということなのかご指示を頂きたいと思いません。

國島共同議長 この松本委員の190のご意見ということですね。これは、全面的に取り入れる方向で、とにかく一回原案を作るということでよろしいのではないのでしょうか。

原科共同議長 常設ですね。私もそのような考えです。

國島共同議長 最後にもう一回全文を作った時に、提言としてどうかという議論と、JICAのそれに対するご判断は、それはそれでまた承るということできたいと思いません。ですから今回の提言としては、非常に積極的に、具体的に、明快に書いておりますので、私としては是非取り入れたいと思えます。

原科共同議長 私も賛成します。

川村委員 言葉の確認だけなのですが、常設というのはプロジェクトごとに常設ということですか。

原科共同議長 いえ、常設ですから。私が地方自治体の審査会の例を示したように、これは常設というものはずっとあります。

鈴木 我々の理解としては、1つ常設であるということですか。

原科共同議長 そうです。色々な案件が入ってきて、案件がなければやることがない。そのような感じです。案件でも簡単なものは審査部局にしてもらい、重要な案件についてのみということですか。

田中委員（環境省） 32ページの100で、グッド・プラクティスをガイドラインの中にどう位置づけるのかということですか。

國島共同議長 この100の村山委員の意見についてですか。何かご発言ございますか。

村山委員 國島共同議長が議事進行をされた時に議論になったと思うのですが、私の理解ではガイドライン本体としては必要ないけれども、補完・添付資料といいますか、随時追加されるような種類のものだと思います。そのような望ましい事例については、補完する情報として付け加えておいた方がいいということで、國島共同議長の方ではそのような方向でというお話だったような感触を持っているのですが、確認をして頂いた方がいいと思います。

國島共同議長 これでよろしいのではないのでしょうか。いいですか。ということにさせて頂きたいと思えます。再び18番として37ページの120で、村山委員というよりも川村委員の修正のご意見についてなのですが、これについては具体的にご提案頂いているようにご説明下さい。

川村委員 前回この提案をさせて頂いた時に、深田委員から、ここで述べていることの趣旨からして場所が違うのではないかとということで、私も見直しました。99に統合したらどうかということで、再提案させて頂いているわけですが、前回資料としてお配りし

ている EC.17/2 の 2 ページ目にあります。趣旨としてはこれまで言うておりましたように、今回のガイドラインの実は 46 でも繰り返しています。10 ページですが、「改定に当たっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある」。全体的に国際機関の色々なガイドラインを念頭におきながら進めるということになっているのですが、実はその担保がされていない。それを担保するためには、実際にこのガイドラインに全部組み込むのは無理である。それでしたら、将来的にセクター別ガイドラインや、あるいは課題別指針の中から実際遵守しなければならないようなチェックリストを作る時に、踏み込んでいくべきだということで、それをどこかに明記したらいいだろうという提案でございます。

國島共同議長 一応今の EC.17/2 の 2 ページの最後の文章を、120 のここのご意見ではなく、99 に移して処理をするということで進めさせて頂きますが、よろしいですか。その次に 19 番の 39 ページに、異議申し立て手続きについて 124 と 125。原案の異議申し立てに関して縷々 124 や 125 に書いておりますが、原科共同議長からご意見がありますので、どうぞご説明下さい。

原科共同議長 はい。異議申し立て手続きは、早急に整備して動くようにした方がいいと思いましたので、「実施する」ということです。「実施すべき」とはあまり変わらないかもしれませんが、「実施する」という表現の方がいいと思いました。この中身ですが、第三者性の高い機関ということで、環境社会審査役というものを設けるべきだということです。おそらく 3 名程度。前も言ったように 5 名という意見も時々ありますが、この場合最低 3 名は必要だと思いますから、その合議によって異議申し立てに対応することを考えてはいかがでしょうかということでございます。

國島共同議長 いかがでしょうか。

鈴木 1 つ整理のためによろしいでしょうか。異議申し立てにつきましては、37 ページの下から始まります、作本委員からご意見が出ていらっしゃると思いますので、具体的な案分というよりも、ご提案として出ておりますので、ここはご意見を伺う方がよろしいかと思えます。

國島共同議長 ご意向はいいのですが、今の具体的なご提案に対して、それに反論する形で言うて頂ければ大変ありがたいと思います。

作本委員 すみません。この制度に私は反対するわけではありませんが、やはりこのようなことは他で異議申し立てという法律用語を使ったような届けや苦情を受ける制度ですが、本当に今の段階で作るに熟した時期なのかどうか、時期尚早なのかは私には分かりません。本当に実際の異議申し立て制度を、法律用語に準じて作った場合、JICA として対応できるのか。あるいはコトバンジャンのように、このような裁判に繋がる事件が次から次へと起こってくる可能性はないのかということです。

先程の繰り返しではありませんが、対応するところまで来ているのかどうかということになると、私はまだやはり住民移転等の色々な現地側の批判や問題なりを訴える苦情

の受け皿は必要なのですが、これを正式ないわゆる制度として、JICA は法的に応えなければいけないか、そこまで制度確立する必要があるのかどうかということについて、今ひとつ私は躊躇してしまうのですが、いかがでしょうか。そのような意味では異議申し立てという硬い言葉はまだ早い。ただ将来的な課題として、私は取り入れるということは結構だと思います。やはりそれは一方的に苦情を受け入れるまで、それを我々審査室の参考にするという消極的で保守的かもしれませんが、そこに留めておく方が安全なのではないかという気がします。以上です。

國島共同議長 参考意見として、JICA の当事者の方のご意見を伺いたいと思います。

深田 まさに作本委員がおっしゃられたことと同じようなきちんとした整理がいます。異議申し立てという言葉が法律的な、要するに裁判上 JICA が当事者になり得る立場にあるのかという、そのような意味での異議申し立てであれば、かなり今現在の ODA の仕組みの中で、相手側が資金協力を供与して実施するということなのです。

そのような話と、資金協力の前提として JICA の開発調査があるということと、全体の中で実際に法律の意味での異議申し立てをされた時に、JICA はその当事者としての立場になり得るのかというところは、そのような意味で異議申し立てを使うということであれば、きちんとしなければいけないということだと思います。だから感じとしては、色々苦情が出た時に、それを責任持って JICA のどこかの部署が受け止めて、きちんと対応するという意味であれば、異議申し立てということに対してクラリファイする必要があるのではないかと。苦情処理というだけでは、若干弱いような気がしますので、そのところは議論の考えというのはそのようなところにあるのかと思いますので、その点を踏まえてご議論頂ければどうかと思います。

そのような意味で JICA の修正は、私どもの修正を主張するわけではないのですが、39 ページの JICA の修正として書かせて頂いているのは、法律的な位置付けは JICA の責任範囲等の検討も踏まえて、適切な対応と有効な仕組みを作る必要があるということで、今留めおいて頂くのが一番いいのかという感じがします。

國島共同議長 ということは、今作本委員から異議申し立てというような用語に対応するようなことは、今の JICA の体制では未熟だから十分に出来ないというご心配に対しては、具体的な異議申し立ての体制の仕組みについて十分に受け止めて、ちやくちやくと整備するだけの準備と覚悟はあると理解してよろしいですね。あとは原科共同議長のことを組み込んで書くかということです。

原科共同議長 それは全く含めます。つまり異議申し立ての手続きの中で、それは該当しませんとお答えすればいいのであって、単なる苦情だけではどうかと思います。異議申し立て手続きの中で、多くの場合は対応しないということでお答えすればいいだけです。それだけのことなので、そのシステムは作っておいていいと思います。作って不都合ということはないと思います。むしろ遵守が大事なのであって、実施の遵守確保なので、コンプライアンスです。それに対するシステムといえば、異議申し立てとい

うような表現のものが適切だと思います。ただ実際にそのような事例が生じることは、非常に少ないと思います。通常その手続きの中の最初の段階でスクリーニングを行いますから、それはこのような理由で該当しませんとお答えすればいいわけです。それが苦情受付窓口として答えるのと、異議申し立ての手続きとして答えるのとでは、全く意味が違ってきます。単なる苦情となると、またクレームが付きます。そのような感じがします。

國島共同議長 基本的には原案で、JICA の 125 の最後の修正を前向きに受け止めて修正するということがいけるでしょうか。

原科共同議長 実施するではなく、施行にあわせて整備すべきという、これくらいで結構です。すぐに起こることはないと思います。

國島共同議長 この細々したことは、最終的に起草グループでお願いします。

原科共同議長 イメージとして、このようなことではないかという提案でございます。

國島共同議長 それはそのようにさせていただきます。

作本委員 今お話がまとまったところで、すみません。本来インスペクション・パネルが国際機関等で担っている役割というのは、やはりインスペクションという言葉が、異議申し立てと一緒にならないのですが、性格が違うのではないかと思います。世銀等で議論されているインスペクション・パネルというものは、苦情を受け入れて、適正に外部に開かれたというところを越えていないのではないかという気がします。ここははっきり異議申し立てという一歩二歩進んだような言葉で制度化するということは、私は将来的には必要ではないかと思うのですが、今の段階でやはりここまで踏み込むべきなのか、私は 1 つ疑問が残ります。一応コメントということですが。

國島共同議長 一応ご意見として承りまして、その線でいくということにします。その次に「20. ステークホルダーの参加」についてまず元々の議論の発端は、お手元の資料 43 ページの 132 の起草グループの原案に対して、松本委員以下色々な方のご意見がございました。吉田委員から前回の時の資料「EC.17/3」で、ペーパーを頂いておりますので、ご説明頂ければと思います。

吉田委員 項目番号 132 ですね。

國島共同議長 43 ページの 132 の件です。

吉田委員 ここでは私はメモを作っておりますが、前委員会の議論で原科共同議長が「説明責任というものは、行政だけです」ということをおっしゃっておりました。そこで、私も調べなおしてみました。例えばウェブサイトでも、NGO と説明責任という言葉だけでもかなり出てくるような状況です。とりわけ NGO 自身はかなりこの問題に関して、積極的に説明責任を果たそうという動きが世界的に出ている。そのようなことを鑑みれば、行政・実施機関のみならず、他のステークホルダーも説明責任を求めてもいいのではないかということで、このようなことを書いたわけです。この委員会で議論して頂きたいのは、行政・実施機関だけでいいのか。それとも、ステークホルダー参加者

すべて、あるいは強くというのは少し言い過ぎているので多少修正して、起草委員の立場で「実施機関のみならず参加する NGO 等においても、言動に説明責任が求められる」というような言い方ではいかがでしょうかという提案をさせていただきます。

國島共同議長 はい、ありがとうございました。修文の具体的な提案というものは、資料のペーパーには入っておりません。

吉田委員 参加する NGO 等含めて、その言動に説明責任を強く入れたいのですが、強く求められるということです。ですから是非 NGO の方々に、この点に関してご意見を伺いたい。

國島共同議長 どうでしょうか。川村委員、どうぞ。

川村委員 基本的に NGO が説明責任を求められるということは、当然のことだと思っております。むしろ NGO の力というものは、その議論に説得力があることによって初めて生まれてくるものだから、それは非常に当たり前のことである。ただ説明責任を、一体誰がどのような形で求めるのかというところが多分問題になってきて、この JICA が出す文章で「NGO が説明責任を求められる」というような形の表現をとると、権限を持っている側が、公的な権限が付与されていない一般の団体（言論の自由を行使している団体）に対して説明責任を求めるといふ、昔ながらの日本の官が上で、民が下というようなイメージが若干あるのではないかという不安はあります。

NGO に対して説明責任を求めるのは、市民社会一般だろう。公的機関が NGO の意見を考える時には、それは 1 つ 1 つの説得力があることのみで判断していけばいいのであって、説得力がなければそれは無視すればいいというだけのことだけではないから、わざわざここで書く必要があるのかということは、若干うまく真意が伝わらない可能性があると思います。JICA が出す文書である以上、上から下へというスタンスで捉えてしまって、時代にそぐわないというイメージを持たれる可能性があるというのが私の危惧でございます。一般論として、もちろん NGO は説明責任があると思います。

原科共同議長 そこが少し違います。説明責任というのは、事業や計画、政策の説明責任なので、単なるコミュニケーションの問題以上の中身の問題です。ですから、事業を行う主体としての説明責任と、それに対する意見とは違う、この意見について当然それは明確に説明しなければいけません。その場合に説明責任という同じ言葉を使うのはいかがかと思います。

ただ言葉の使い方は、それぞれ社会でみんなが使うとそのようなことになりますから、元々の意味と食い違ってくると思います。説明責任という言い方をしているのであればそれでもいいのですが、ただ趣旨は違います。そのような意味で、おっしゃったように事業者と意見を出す側とは立場が違うので、同じ用語を使ってしまうと、おかしいのではないかと思って言いました。ただきちんと説明しなければ、その程度の意味です。

田中委員（環境省） 私も原科共同議長と同じような立場です。ここでしかも 1 番の理念として書くというところですから、全体としてこのガイドラインを、あるいは JICA

の社会配慮を論ずる際の理念として、何を論ずるかということ、全体として事業を行うサイドの説明責任、透明性ということをごここで明らかにすることは大事だと思うのですが、おっしゃるような NGO の活動の透明性、NGO の言動の責任を持つということは、それは大事なことだと思いますが、少なくとも理念で論ずるべきレベルのものではないかというように思います。

國島共同議長 石田委員、どうぞ。

石田委員 私も原科共同議長のご意見に賛成で、同じ趣旨です。事業の実施主体が環境社会配慮に持つ責任ということと、ステークホルダーの場合は異なると思います。ステークホルダーの中で、特に NGO とするのは理解できないところではあるのですが、ステークホルダーの方もはっきりと責任を持って発言をしなければならないと思います。しかし、ここに書くほどではないというように理解しております。

國島共同議長 村山委員、どうぞ。

村山委員 基本的には責任はあるけれど、書く必要はあまりないというスタンスです。責任というと英語で言った場合に、*accountability* と *responsibility* との 2 つがあると思います。「*account*」という言葉が表現しているように、元々これは財政的な意味で、集められたお金をどのように適切に使うかということが、語源的にあると思います。そのような意味で、行政は責任がある。さらに NGO もどのように資金を集めて、それを適切に使っているかということが説明責任に求められているという解釈なのかと思います。そのような意味で、ステークホルダーの参加のところで、説明責任を求めるというのは、私は言葉としてそぐわないのではないかと考えております。そのような意味で、書くとなればせいぜい「責任を求める」ぐらいで、それをあえて書く必要はないかと思えます。

國島共同議長 他に何かございますか。田中委員、どうぞ。

田中委員（専門員） 私は吉田委員がお書きになっている文章を読みまして、吉田委員のご意見に賛成致します。ここはやはり言葉として、責任を持った発言が求められるというような表現でもいいのかと思いますが、そこは書いておくべきだと思います。事業実施主体も参加、ステークホルダーも参加するわけですから、参加した人達はやはり発言に責任を持って参加する。私は決してそこを削除する必要はないと思います。

原科共同議長 責任を持った発言を伴うという表現ならいいと思います。それなら、今村山委員がおっしゃったような趣旨とも合うと思います。

國島共同議長 要は *accountability* ということではまずいということですか。

原科共同議長 *accountability* 本来の意味からすると、意見を述べた人がいちいち、*accountability* を満たせという表現は適切ではないと思います。今、村山委員がおっしゃったように、同じように思います。そのようなことが起こるのです。色々なところで、事業者が住民に対して説明責任はと言われると、事業者と同じ責任はないのに、追求されるような局面を私はよく見ておりますので、そのようなことはどうかと思います。そ

のようなイメージが重なってしまうと、JICA が少し消極的な感じを受けてしまいます。そのような面もあるから、どうかと思いました。

國島共同議長 国内の範囲で色々なステークホルダーが錯綜する時には、今のような感じも分かるのですが、やはりこの場合は国際的な外交がベースで行っているということですので、それ以外の国からも色々な人が、当然色々な意図を持って関与してくるということを十分に想定しておくことが必要だと思いますので、ここは少し厳しく書いておく方が適切ではないかと思いました。原案は悪くないと思いますが、最後に松本委員や村山委員のご意向もありますので、「強く求める」の「強く」だけを 2 字削除して、原案通りに残しておくことで私はいいのではないかという意見です。作本委員、どうぞ。

作本委員 私も基本的には、國島共同議長がおっしゃられたことと、吉田委員が書かれたことに賛成です。現地にも色々な NGO がありまして、日本のような質の高い NGO だけではなく、政治グループに巻き込まれている NGO はたくさんあります。そのようなグループが逆にまた住民を一定方向に持っていくということは、日常茶飯事にあるわけです。例えばインドネシアの選挙運動を見ればメガワティ派というような場合には、色々なグループが出来て、選挙のお金と一緒にするような動きもあります、それを NGO と呼ぶのは適当ではないかもしれませんが。そのようなグループはたくさんあるということを考えますと、やはりこのような責任を持たせるということは、彼らの意識向上にも繋がりますので、表現の方法は別としましても、一言入れておく必要は十分あると思います。以上です。

國島共同議長 松本委員、どうぞ。

松本委員 (FoE Japan) 私も NGO が説明責任を求められるのは、当然であると思うのですが、原科共同議長がおっしゃるように、ステークホルダーに参加する住民の一人一人が事業者と同じような説明責任を持つかということ、それは少しレベルが違うのではないかと思います。そのところを一緒にしてしまうことに違和感がありまして、吉田委員の提案もむしろ NGO の説明責任のところを重点的に出されておりますので、そのところは明確にしても私はいいのではないかと思います。それといわゆる住民の方の説明責任というのを、混在させるのは問題があるのではと思います。

國島共同議長 山田委員、どうぞ。

山田委員 今の話を全て聞いていて、田中委員 (専門員) と同じように、説明責任という言葉が行政と同じレベルと誤解を招く。しかし他方でそのような実態があるということ、まさに「責任を持った発言が強く求められる」ということで、言いたいことは出ているのではないかと思います。

國島共同議長 説明責任や accountability という言葉を避けて、しかし趣旨の文章は残すということですか。

川村委員 具体的な修正提案ですが、その実施機関のみならずと言ってしまうと、同等に見てしまうということがありますので、これは分けた方がいいだろうということ、や

はり当事者の実際の住民の人達の意見に対して、十分なプロジェクトの説明とか、本当に受けているかどうか分からない状況で責任を持った発言をと言われても困ると思います。だからある程度組織化された NGO が責任ある発言をというような形の表現は、分かるのですが、ステークホルダー参加者全てというのは、少々きついと思います。

國島共同議長 では今のご意見をあわせて、「参加する NGO 等は責任を持った発言が強く求められる。」これでいきますか。私は少し弱い気がします。どうぞ。

深田 全くの提案なのですが、環境省の田中委員がおっしゃられたことを踏まえると、ここに書くべきなのか、あるいは 46 ページの 142 のステークホルダーの参加というところがあります。そこで念を押すといいますが、きちんとそこは留意しておくという形で言及するのがいいのか。どちらかという、そちらの方がいいと思います。あまり理念のところまで書くことがいいのかという疑問が残ります。これは提案です。

國島共同議長 よろしいですか。かなり今回は今までと違って、色々なことを行うという提言ですので、なるべく JICA もスタンスを変えるから、それに付け込むということではありません。我々はきちんと行いますが、あなた達もきちんと視察に対して行うということで、私は理念の中に含まれると思ったのですが、それが気にならないのでしたら、後の方でも構わないと思います。

深田 気にならないというよりも、気になりますので、よりステークホルダーの参加のところをきちんと書いておいた方がいいのかという、本音として実はあります。

國島共同議長 理念の中では、ぼけてしまうということですか。それでしたら、ご趣旨は納得です。

原科共同議長 そうしますと今のご提案で移し、表現は先程の表現ということですね。

國島共同議長 そうですね。説明責任をやめて、責任を持った発言が強く求められるということです。吉田委員、どうぞ。

吉田委員 今のところは、私自身起案した者として了解しました。それで、この場を借りて、今までの全体の流れを見て、多少訂正箇所やメリハリを付けたいということで、多少字句を訂正することと、それから理念の中にもう少し相手国の主体的取り組みに対する支援という、それがかなり基本的なこの委員会でのスタンスだったということ、どこかで付け加えることをご了解頂きたい。それからもう 1 つ、今の削る前ですが、132 にそのまま原文が入っているわけですが、基本的人権の遵守という形です。少し言葉をクラリファイした形で入れます。それから民主的決定システムというのはおかしいので、プロセスに変えます。今まで全部そのような言葉だったので、そのあたりを変えさせて、最終案に持って行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

國島共同議長 それはそういうことで、もう一回最後に全文を皆さんに見て頂く機会がございますので、それはそのようにしていきたいと思います。同じくステークホルダーで 46 ページの 140-b、142 というところがございます。これは今のとあわせてよろしいですね。

鈴木 ここは前の提言の部分で、ステークホルダーの協議のところを整理しておりますので、そことあわせて記載しようということでした。

國島共同議長 あとは 65 ページのところはいかがですか。65 ページの 204。204-a については、これはこれで修文に活かすということで、前に進めた記憶があるのですが、206 の澤井委員のご提案についても、これでいいのではないかとということで、特に議論はないのでしょうか。

原科共同議長 204 で協議の段階を、スコーピング段階、インテリムという 3 つです。その 3 つが原文なので、それを 2 つにすればいいのかという、そのあたりが議論になったのだと思います。

國島共同議長 203 も残っているんですね。

原科共同議長 202、203 でしょうか。抜けておりました。

國島共同議長 64 ページの 202 から 203、204 ということです。

原科共同議長 203 は JICA と相手国との共同というのは、どのような位置づけで表現するかという、そんな議論があったように思います。

鈴木 少し整理をさせていただきます。澤井委員のところのご趣旨は、相手国政府がステークホルダーと協議を行って、JICA は支援というところだったと思います。議論した点は、共同で行う。例えば JICA は協力事業の各段階において、相手国政府と共同して現地のステークホルダーと協議を行うというような「共同」という言葉を入れるかどうかというところで、コメントがありまして、ペンディングということにしたというように思います。

國島共同議長 これは議論として、共同ということ起草に言って、その後は右側にある松本委員や村山委員の意見を活かすということですか。

鈴木 確認のために共同という言葉を入れるかどうかということ、202 ですればよろしいかと思います。

國島共同議長 ということで、よろしいですか。共同という文脈で修文するということです。

原科共同議長 後で最終チェックも出来ますから、それでやってみましょう。そうすると 204 のところの 3 回協議を行うか、2 回行うかということでしょうか。

鈴木 その前に 203 が残っています。澤井委員と農水省から、それぞれステークホルダーをどう捉えるかというご意見だと思います。

國島共同議長 65 ページの上の方、あるいは 203 の澤井委員のご意見など、何かございますか。

澤井委員 ステークホルダーの定義を書ければいいのですが、おそらく難しいので、どちらかというのと分かりやすくして、あとは読み込むしかないのかというのが私の修正案でございます。分かりやすい書き方がいいということです。

原科共同議長 今のところで、国際及び国内の NGO ですから、修正案は少し違ってい

ます。原文の方が幅広いのでしょうか。

國島共同議長 そうですね。

原科共同議長 「事業対象地に居住する住民」という言葉に対して、「協力事業の影響を受ける地域住民」ということで、これはどちらかよく分かりません。

澤井委員 どちらかというとな影響を受ける住民、あるいは現地の NGO を強調しておきたいということです。JBIC のガイドラインでも、現地の住民や現地の NGO 等という表現になっておりますから、それに合わせた形の案を出しております。

國島共同議長 何かご意見ございますか。松本委員、どうぞ。

松本委員 (FoE Japan) 澤井委員の提案ですと、例えば対象地域に居住する住民の不法者も含むというようなものが、正式に登録していない住民というものを括弧付きで入れております、こういった範囲が抜けているのと、先程原科共同議長がおっしゃった、国際的な NGO というものが抜けているので、やはり範囲が狭くなってしまっておりますので、原文の方向で進めるのがいいのではないかと思います。

國島共同議長 一応原文でということ、あと直す時に松本委員と JICA のご意見を勘案しながら修文する。基本的には原文でいくということです。すみません。そうしましょう。

原科共同議長 原文でよろしいと思います。

國島共同議長 どうぞ。

田中委員 (環境省) 確か 141 でステークホルダーという定義っぽいものがあって、そちらの方がすごく簡単で、203 で詳しくなっているので、141 に書きましょうという話が前回あったと思います。今のご意見をふまえて 141 の方に国内・国際ということを書いて、こちらは簡単にステークホルダーという理解でよろしいのでしょうか。

國島共同議長 そうしましょう。では、そのようなことで進めさせていただきます。では、ステークホルダーの参加については以上でよろしいでしょうか。

原科共同議長 203 は原文ですね。204 はどうしましょう。204 は原文でいいかどうかです。インテリムを入れるかどうかということだと思います。

國島共同議長 松本委員、どうぞ。

松本委員 (FoE Japan) ここのステークホルダーとの協議の議論は、うしろの具体的な手続きの中でどのように調査の内容を最終的な報告書に反映していくかというところで、前々回に氏家委員から調査の全ての段階で、全ての内容を報告書に反映していくというような趣旨で、この手続き全体を書きなおすというようなことで合意があったかと思えます。そういった内容を反映する意味では、この 2 回に限定してしまうというのは、非常に後ろの具体的な手続きと齟齬が生じるのではないかと私は思っております。そういった意味では、最低限 3 回というスコーピングの段階、インテリムの段階、最終報告書の段階を含む継続的な協議を行うというように私の提案ではなっていますが、そのような形の書き方が、具体的な後ろの手続きの議論と整合性が合うのでは

ないかと思えます。

國島共同議長 原案の方がいいということですか。

松本委員 (FoE Japan) そうですね。

國島共同議長 ここについて意見を聞くのはどうかと思えますが、何か言いたいことはありますか。

鈴木 我々が基本的に行うのは、スコーピング時と環境社会配慮報告書案作成時という2回が、いわゆるアセス法で決められている2回ということですので、そこは必ず行う。ただその途中段階の環境社会配慮の概要検討時も行わなければならないと思うのですが、これがその括弧の中のインテリム・レポート作成時なのかというところが、今まで議論してきたのですが、そうとは限らない場合も多いのです。

國島共同議長 そこを「等」にして原案を活かし、継続的などという用語を入れるということで、ここは修正するということにしたいと思えます。その次に206は、特に藤本さんからのご意見がございます。それから前にも聞いたかもしれませんが、206-aは山崎委員のご意見ですが、何か付け加えることはございますか。

前田氏 ステークホルダーの定義をしている203-aに移動した方がいいということ、先日述べさせて頂いています。また、基本的にステークホルダーの選定は一律で決まるものではなく、マスタープラン案件と無償案件ではステークホルダーが違って選定されるべきであろうということの趣旨です。選定される時は、適切なステークホルダーの選定が成されるということの趣旨で、文言が反映されていれば当方として問題ありません。

國島共同議長 一応両方とも内容を明確に、あるいは詳細にする追加の文章なので、基本的には追加する方向で検討させて頂くということによろしいのではないのでしょうか。全文かどうかはともかく、趣旨を追加するということです。どうぞ。

川村委員 少し気になるのですが、要は様々な候補の中からプロジェクトの概要に応じて適切な、合理的なステークホルダーの参加を求めるということが、今までの文章でした。それで構わないと思えます。初めからこれが合理的だというように、決めてしまっているわけですが、プロジェクトによっては単純にそうならないこともあると思えます。ここまで方向性をつける必要性はないと思えます。

原科共同議長 少数の有識者だけというのは、限定しすぎだと思えます。かえってまずいのではないのでしょうか。このアプローチですと、後で問題が起きると思えます。

前田氏 少数という表現にこだわりはありませんので、そこは合理的な判断をして頂ければと思えます。

國島共同議長 この意見は、限定的にしようという意図ではないわけですか。

前田氏 適切なステークホルダーが選ばれて、合理的に業務が進められるということです。

原科共同議長 少数の協議でしたら分かるのですが、有識者とそこで言ってしまうと、そこに限定するような印象を与えてしまうから、かえって書かない方がいいと思えます。

最初の少数ということは分かります。そんなたくさんでは困ります。でもその中のステークホルダーには、色々な立場があります。

國島共同議長 という今までの流れが狂わない範囲で、参照させて頂きながら、最終案を作るということでしょうか。では、そうさせて頂きます。204、206 はそのように致します。その先に進めさせて頂きますが、49 ページの 155 です。

原科共同議長 これは昨日終わりました。

國島共同議長 これは OK ということです。22 番で 56 ページの 180。マスタープランの取り扱いというところで、現在の原案は左に書いてありますが、それについて氏家委員からご意見を頂いておりまして、ここは議論しようということになっております。何かご発言ございますか。

高梨氏 ここは少し明確にした方がいいということで、修文で出したのですが、要するにマスタープランと言った場合に、地域開発やセクターのプロジェクトの初期段階では、一体その中のコンポーネントはどのようなものになるかということは、非常に曖昧な段階です。その段階からどのように環境社会配慮をするかとなると、ある程度このようなものかということを見極めて、だんだん案件が絞られてきたら再度それを見直す。そのような現場の実務的なことから、若干提案させて頂きました。これは別途起草グループで必要ならば、修文を考えたらいいかと思います。

原科共同議長 でも原文とあまり齟齬はないと思います。同じようなことです。当該サブプロジェクトの総体に対しスクリーニングを行う。中身としておっしゃるように、対象プロジェクトはあるものを想定できる範囲内でしか考えることができないので、今おっしゃったようなことで対応できるのではないかと思います。

國島共同議長 それをより明快に修文して頂いたということですね。

原科共同議長 そこのご意向をうまく反映できるようにして下さい。

國島共同議長 原案を一応中心として、今の氏家委員の修文について反映するようにする。原則は原文でいくことを基本として、作業を進めることにさせて頂きます。次は 72 ページの 221。

鈴木 ここは終わっております。

國島共同議長 すみません。「23. ガイドライン適用、見直し」というところで、68 ページの 214。これは具体的にどうするかということと、実際の文章の書き方の問題です。原案の平成 16 年 4 月 1 日より施行、平成 16 年度に適用ということです。

鈴木 JICA 案で OK ということだったと思います。

國島共同議長 JICA 案で OK ということで、一応山崎委員からのご指摘で、具体的な作業との関係が分からないということについては、十分対応できるような内容で修文するというように進めさせて頂きます。それから 24 番は 80 ページの 250。インテリム・レポートの扱いということです。

鈴木 すみません。220 以降は手続きのところですので、もう一度氏家委員と、起草グ

ループの方々と我々も中に入って整理をしようということで結論になったかと思いません。

國島共同議長 では、そうさせていただきます。これは飛ばします。そうすると、25 番も同じですか。83 ページの 260。

鈴木 同じかと思えます。

國島共同議長 分かりました。

田中委員(環境省) D/D ということについて、ここの中に盛り込んでいくのだという意思形成がされているのであれば、その作業にするということだと思いますので、例えばフローの図にも出てきません。ですから全体を眺めて、全部これは入れていくのだということであれば、その作業を続けるということです。

國島共同議長 その通りです。260 は松本委員(メコン・ウォッチ)からの追加の案、田中委員からの意見があって、これはおっしゃるとおりだと思います。これはご意見やご説明がございませうか。田中委員、どうぞ。

田中委員(専門員) 先日の委員会で意見を申し上げましたけれども、このディテール・デザインというものは実際開発調査の中にもありますので、これは入れていく。足りないフローなどで抜けているところは付けていくという議論をさせていただきました。私がここで申し上げたのは、ディテール・デザインの段階では、JBIC が環境社会配慮の確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づいて、この案件について環境配慮審査を終えてから、基本的にエンジニアリングのところは JICA がお引き受けしますという形で行うのが、一番よろしいと申し上げた次第です。澤井委員もその時同じようなご意見をおっしゃられたと思います。以上です。

國島共同議長 どうぞ。

田中委員(環境省) いきなり連携 D/D と出てこられても、読む人は分かるのかということも含めて、例えば提言の方でも ODA 事業における JICA の役割というところがあって、開発調査のことも書いてありますが、ここにも出てこない。全体を通して詳細調査というのと連携 D/D というのと、どこに焦点をあてて、それぞれどこを書くかということだと思います。

國島共同議長 どうぞ。

田中委員(専門員) その点につきましては、前文のところにもディテール・デザインが抜けているので、それを入れて下さいというご指摘もさせていただきましたし、どこにどうという意味で、私は開発調査の中のマスタープラン、フィージビリティスタディ、そしてこのディテール・デザインというこの順番で、特に齟齬はないと思っております。

田中委員(環境省) そうしますと、ディテール・デザインと連携 D/D というものとの関係をどこに書くのですか。

田中委員(専門員) それにつきましては、私は 84 ページに意見を書かせて頂きましたが、「連携 D/D でない場合」というものが後半に書いておりまして、JBIC との連携

D/D というものは上に書いております。実際 JBIC との連携 D/D でない案件というのは、ほとんどないという状況がありますが、あるかもしれないので、そうでない場合はというのが下についております。

原科共同議長 それをどこにどう入れるかということです。全体の中で、そのようなものをどこに加えるかということも言って頂くと助かると思います。

國島共同議長 そうすると、今の「4. 詳細設計調査(D/D)」までは出るにしても、そのあといきなり連携 D/D だという文章で始まるのは、いくらなんでも分かりにくいということなので、その前に前文を付け加える。松本委員は色々ご心配やご意見、スコープを入れおり、具体的な追加の提案は田中委員(専門員)なので、この文の前に割り付けるような素晴らしい案を作って出して頂く。それを起草グループで検討させて頂くということによろしいでしょうか。

田中委員(環境省) 少なくとも6ページの22のところ、田中委員から意見が出てきますが、そこをもう少し説明をしないと分からないのではないかとということです。

田中委員(専門員) よろしいでしょうか。そうしましたらここは、JICA 内でも相談しまして案文を作って、起草グループに提案致します。

國島共同議長 そうですね。提言して頂くということで、進めることにします。起草グループはそれが来るのを待っているということにしましょう。その次に「26. カテゴリ A に分類されたプロジェクト」ということで、87 ページです。

鈴木 ここは無償資金協力の案件について、カテゴリ A をどう扱うかというところです。中身は開発調査の資金も使って、環境社会配慮を行うべき旨を外務省に意見・具申するというようなコメントがありました。ここは一回確認だけした方がいいと思います。手続きとしてはあるのですが、中身のものとして書き直しました。

國島共同議長 今のところはどこですか。

鈴木 今のは 263 です。261 から 263 までワンセットで確認の部分かと思います。

國島共同議長 順番にいきます。261 は氏家委員からの修正案です。

高梨氏 通常、無償の場合いわゆる基本設計調査に先立つ、計画策定の部分が実はないのです。それがこれまで議論になっておりまして、もしその予備調査を行うということだと、現地側で行う環境影響評価、あるいは JICA で行う評価ということで、どこかでそれを入れなければいけないと思います。

國島共同議長 これは追加ということですか。このように修正するというではないのですか。

高梨氏 基本設計に先立ちということで、少し修文を入れました。

國島共同議長 左の原案との関係が、私はよく分かりません。

高梨氏 後段はおそらくそのまま原案を使うのだと思います。

原科共同議長 原案のどこの部分を、どう直すのですか。

高梨氏 原案の予備調査を行いというところの前です。

原科共同議長 そのこのところですね。「予備調査を行い」と原案は書いてあるのですが、現実的に予備調査は行っていないので、「～の場合に予備調査を行う」とまず言った上で書いた方がいいという趣旨ですね。なるほど。

國島共同議長 JICAの方はいかがですか。

鈴木 すでに要請された案件が、現地環境影響評価等が行われているかどうか。それをまず確認した上で、こちらの本文は「予備調査を行い」で始まっているのですが、その前にどのような状況で環境影響評価が確認されているのかをまず確認して、このガイドラインを満たすような中身できちんと調査が成されているか調査を行い、改めてもう一回行わなければならないのかという説明を丁寧に書き記したものです。

國島共同議長 この趣旨は氏家委員と同じわけですね。状況を明快に、何をするかということについて状況説明をするということですか。

鈴木 そうですね。従いまして予備調査があくまでも前提ではなく、開発調査でも十分環境社会配慮が成されている場合は、あえて予備調査をする必要はないということで、フローにも書き込まれていることですので、そこを丁寧に書いたものです。

山田委員 実態を見れば JICA の修正案の方がいいのだらうと思います。その予備調査で行うかもしれないし、予備調査というものは特別な 1 つのカテゴリなので、それに限らないけれども、大事なのは予備調査を行うか行わないかの中身ですから、JICA の修正案がその中身を書いている。これは場合によっては予備調査を通じて行うかもしれないし、そうでないかもしれない。その確認をするという趣旨が入っておりますので、JICA の修正案が適当ではないかと思えます。

國島共同議長 ということで、よろしいですか。その次の 262 の松本委員のご提案は、全般的に提言として入れようということですが、氏家委員の修正というのはどのようなことですか。

高梨氏 これは単に字句の違いです。

國島共同議長 字句の違いですか。これを参考にしながらということで、よろしいでしょうか。263 は山田委員からの修正案です。

山田委員 改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトということですが、改めて JICA 環境社会配慮調査というものが入ったのですが、現地環境影響評価が成されていない場合に色々なやり方がある。開発調査に行くのもあるだろうし、現地でもう一回環境影響評価をやりなさいということで戻すものもあるだろうし、これは日本として実施できない、受け入れられないというものもあるでしょう。このプロジェクトの中身がしっかり分かれていて、環境影響が少なくなくて問題がない部分は実施できるけれど、他の部分はこのような理由で出来ませんということもあり得て色々なケースがあると思えます。これですと開発調査に行くしかありません。

國島共同議長 なるほど。多様性を持たせるということですね。

山田委員 現実問題として色々な考え方ややり方があるのだらうと思います。それを修

正案では開発調査だけではなく、他のこともあるということを書きました。

國島共同議長 いかがでしょうか。特に問題はないと思いますので、この修正案を活かすということにしたいと思います。氏家委員のご提案はいかがですか。

高梨氏 今の点をもう少し明確にしようということです。

國島共同議長 山田委員の修正案でもよろしいですね。

高梨氏 そうですね。現地側に差し戻すということは、実態上なかなか難しいと思うのですが、大丈夫でしょうか。

原科共同議長 「等」ということで、これだけではないという趣旨でおっしゃっていたので、よろしいのではないのでしょうか。

國島共同議長 これで差し当たり最終案を作ることにします。最後は 27 番の 89 ページの 268 です。

鈴木 これは削除ということですか。

國島共同議長 いえ、「6. 技術協力プロジェクト」は、神田さんからのコメントについて活かすということですか。それから本日配布した「EC.18/3」です。

川村委員 関西の NGO から出た意見です。ちなみに神田さん肩書きですが、ODA 改革ネットワークなので、NGO 改革をしているわけではありません。全部後で修正をお願いします。私の修正案なのですが、これを踏まえた上で 6-3 として新しい項目を立てて、「JICA 派遣専門家によるガイドラインの遵守」という表現で、このような文章を入れてみてはどうかということですか。神田さんのコメントに書いてあるとおりです。

國島共同議長 この JICA 派遣専門家というのは、JICA 内部の方はもちろんのこと、それで契約したコンサルタントも含めてということですね。案ですが、かなり明快に踏み込んだ書き方です。何かご意見ございますか。特にご異論がなければ、全体案としてこれを載せた形で一回まとめてみるということにさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。ということで、お手元の項目については終わったのですが、事務局の方で何か残っているということがあればお願いします。

松本委員(FoE Japan) すみません。先程議論が終わってしまったところなのですが、確認させて頂きたいと思います。263 の修正なのですが、開発調査のスキームを使ってという言葉は全て取ってしまうのですか。それともそれを残して後ろに「等」という言葉を付けるのか、そこだけもう一度確認をさせて下さい。

原科共同議長 残すのではないですか。

松本委員(FoE Japan) 263 の無償の現地環境影響調査が実施されていない場合というところですか。

原科共同議長 これは残すのですよね。

松本委員(FoE Japan) 開発調査のスキームを使ってという言葉を残すのですか。

原科共同議長 「～使って、環境社会配慮調査を行う等」とおっしゃっていたのではないですか。

松本委員 (FoE Japan) 分かりました。その言葉を残すのかだけ確認したかったです。

原科共同議長 それ以外の方法もありますか。「等」と入れるのですね。先程そう理解しました。

國島共同議長 はい。よろしいですか。では事務局からお願いします。

鈴木 大きなところで残っているものが2ヶ所ほどあります。57ページの184から185のところなのですが、「参照すべき国際基準・条約・宣言等の現時点における代表例を別紙3に示す」ということで、これを提言の方に持っていくのか、あるいはここでいう別紙3というのは、提言の別紙3なのですが、どのように位置付けるのかという確認と、185のシャドーリスト等については、かなり色々な方から意見が出ておりまして、ここはペンディングになっていたと思います。それがまず1つでございます。

國島共同議長 これはまず表を出すのは、最終案の原案ではとにかく載せるように作ってみませんか。次の9月22日で全体をみて、やはりそこは違和感があるというのであれば、削除する方向の議論をするということで、今の時点では少し多めに載せるということは私としてはいいのではないかと思います。

原科共同議長 情報として余分に提供しておいて議論をするという意味ですね。

國島共同議長 色々ご意見や懸念があるのはよく分かります。それから最初の件は何だったのでしょうか。184ですか。

鈴木 はい。これは代表例で、添付するのは「配慮すべき視点」というところに入れるべきではないでしょうか。その上の部分は「要点」というところで整理された、環境社会配慮ということですか。

原科共同議長 3-4に移動した方がいいということですか。

鈴木 はい。添付するのをどうするかということが1つあったと思います。185は、逆に下の5つのシャドーリストです。

國島共同議長 3-4に移動するという件は、移動するというで作ってみませんか。

鈴木 それでよろしければ、お願いします。

國島共同議長 原案として、最終案として。こちらの185については、どのようなことですか。

鈴木 かなり色々な方からご意見があるので、このままでいいかということですか。

國島共同議長 要するに、まだこのようなものを提言書の中で具体的に表示するのは、時期尚早だということですか。そうなのですが、一回書いてみたものを作ってみて、次の時に見てみるということではいけませんか。少しご意見をお聞かせ下さい。要するにこの間のご意見では、58ページの185について、色々なリストをこうして出すことの基本的な位置づけはどのようなことなのかということが明快になっていないので、全体的によく揉んだ提言書案の中に入れるのはどうかという懸念が基本的な話だったと思うのですが、何かありますか。

原科共同議長 どこに入れるかということで、色々ご意見があると思います。この場所ですりあえず入れておきますか。

田中委員（環境省） 今の整理は 184 の別表と、それを判断するに当たっての NGO の情報。それを 2 つまとめて提言に移すということが今議論になっているようなのですが、前回ガイドラインの中に入れるべしというご意見も強かったものですから、それで作るということならそうすればいいのですが、それによろしいのですね。両方まとめて提言に移すということですね。

國島共同議長 ということでは一回最終案を作ってみませんか。それで全体の様子を見て、いかにも違和感があるということでしたら、またその時議論しましょう。

原科共同議長 このままでもいいような気がしますが、どうでしょうか。

田中委員（環境省） 個人的には少なくとも 185 のリストは、これで包括的にバランスよくリストアップされているかどうかについて、自信を持って言いたい面がいくつかあって、かつ今後このようなことが変わって行って、それがガイドラインとして残るのは具合が悪いかなということはありません。まだ別表 3 の方が客観的なものではないかという気がします。そのような意味で少し性質が違い、取り扱いに差があってもいいのではないかという気がします。

國島共同議長 今原科共同議長のご意見で、184 は JICA の案のとおりにして、185 は差し当たり原案のままでいく。

原科共同議長 そこに「例えば」ということで例示を少し入れて、文章の表現を直した方がいいと思います。もう 1 つあります。

國島共同議長 鈴木さん、あともう 1 つは何ですか。

鈴木 67 ページの 211。括弧内を削除という大きなところが載っておりました。210 も残っていたのですが、農水省から実施指示が分からないということが残っております。特に 211 の方は括弧内全文削除というものや公表等がございます。

國島共同議長 これについては字句の修正でしたから、原案プラス修正案ということでもいいと言ったと思いますが、そこでちょっと待ってほしいと言ったのは、確か深田さんだったと思います。

鈴木 JICA の意見は、括弧内が非常に細かったものですから、68 ページの上にあるのですが、どのような場合というものをもっと完結に、ここまで細かく書くとこれだけで網羅したような理由に取られてしまって、逆によくはないのではないかと。ここに入っていないものだったら、あえて確保できないという判断に入らないというよりは、大雑把な言い方で示した方がよろしいのではないかとというのが我々の提案でございます。

國島共同議長 最後の括弧の中に、今の原案ですと「～の場合」といかにこれしかないような感じがするので、「等」というようにその他、one of them だというような修文をしても、具体的な個別の事例をしない方がいいというご判断ですか。

鈴木 あまりにも細かすぎると我々は思いました。ただここまで細かく、これはガイド

ラインですので、構成と内容の方ですので、ここまで細かく書けというのが委員会の趣旨でしたら、特に反論するまでもありません。

原科共同議長 文章としては、括弧中が長いので、括弧は後ろに持って行って、例えば「確保できないと判断する場合は～」と2~3行書いておいて、「その具体例としては～」というように書けばいいと思います。具体例や代表例としてはこのようなこともありますという表現ならいいですね。括弧をつけると確かに重い気がします。括弧は後ろにしましょう。その括弧の書き方もこのまま残すか、あるいはもう少しコンパクトにするかということの判断は起草グループで判断しましょう。そのようなところでいいのではないですか。

國島共同議長 山崎委員からのご意見は、内容ではなく最後の文章の問題だから、今のような方向でよろしいですね。

前田氏 JICA の方でフロー図の整理をされるということですので、それを見て必要であれば発言させて頂きたいと思います。

鈴木 あと細かく残っているところがありますので、大きな議論のポイントではありませんが、確認させて頂いてよろしいですか。一番最初から確認させて頂きます。12ページの55-aの原科共同議長のご提案のところは、処理がどうなったのかははっきりしておりません。ここは意思決定、確認等の定義を行っているところで、JICAの作業は何を行うかといういわゆる定義のところなのですが、ここで原科共同議長からメカニズムを設けることが必要であるというようなご提案がありました。

原科共同議長 ここはOKだと思ったのですが、駄目なのですか。

鈴木 いえ、(3)の意思決定の中に入れ込むということですのでよろしいですか。あとは28ページ86の農水省山崎委員のご提案は、原案通りということですのでよろしいのでしょうか。

國島共同議長 何番ですか。

鈴木 28ページの86です。これは原案通りでよろしいでしょうか。

國島共同議長 はい。

鈴木 分かりました。それから同じようなことで、45ページの137。山崎委員の「参考となされるよう」というように書いてありますが、これも原文通りということですのでよろしいでしょうか。

原科共同議長 137ですか。

鈴木 はい。45ページの137です。

原科共同議長 よろしいのではないのでしょうか。

鈴木 よろしいですか。それでは同じページの139も原案通りでよろしいのでしょうか。これは氏家委員から必要に応じてSEAの考え方など、「必要に応じて」という部分が入っています。ここはペンディングになっているのですが、原案通りでよろしいのでしょうか。

原科共同議長 原案にそって、少しこのような点もうまく表現できたら、起草グループで配慮して頂きたいということだったと思います。

高梨氏 起草グループでそこはよく考えましょうということです。

國島共同議長 氏家委員は起草グループの方ですよ。今のようなことは確認しなくても大丈夫です。起草グループが集まる時に共同議長も集まりますので、その時に確認しましょう。

鈴木 分かりました。それでしたら、大きい論点のところはないと思いますが、もし皆様の方で、ここは確認したいということ、ここは話が残っているということがあればお願いします。

田中委員（環境省） 大きなことではないのですが、定義で情報公開や情報提供をなくしたことと関連するのですが、情報提供と今書いてあるところで、情報公開とした方がいいところがあるように思います。つまり包括的には情報公開ということで統一しておいて、例えば第三者から求めがあった場合にというのは、それは情報公開はおかしいので、特に必要がある場合は情報提供にするというような感じで一度整理をされてはどうかと思います。特に必要がなければ、情報公開という言葉で統一されてはどうかと思います。

原科共同議長 田中委員がおっしゃったような方向で行って頂いて、あとで何かあればもう一回言って下さい。

國島共同議長 はい、どうぞ。

松本委員（FoE Japan） 2点あるのですが、1つは吉田委員からご提案があった基金の創設というものを提言に盛り込んでほしいというのが、59ページの不確実性の議論のところだったと思うのですが、どうしても問題が起こってしまった場合に、そのような基金を創設するというお話がありました。

原科共同議長 何ページの何番ですか。

松本委員（FoE Japan） 59ページの187の議論の時に、吉田委員が提案された意見だったと思うのですが、それについて私も非常にいい提案だと思っておりまして、何らかの形で提言の中に盛り込まれればいいと思っていたのですが、特に今回の中では議論がなかったようでしたので、その取り扱いがどうなるのかというのが少し気になりました。

國島共同議長 これは、この次に出される提言案には書くつもりなのですが、ご本人も起草グループの委員ですので、そのようなことだと思います。前回ご提案頂いた時に、特に皆さんから反対があったわけではなく、前向きな評価を頂きました。

松本委員（FoE Japan） わかりました。

國島共同議長 どうぞ。

山田委員 全体構成の確認なのですが、フローチャートについての扱いなのですが、私以外の委員からもご意見が出ておりましたが、フローチャートは参考資料なのか、本文

と一体なのか。101 ページです。これは条約の図や、シャドーリストの図ともある種共通する問題ではあるのですが、フローチャートはガイドラインに入ると思うのですが、参考資料として、1つのモデルとして、このようなものがあるのではないかと考えております。松本委員（メコン・ウォッチ）から、これは本文を反映しているのであって、これが間違っているのであれば、本文を変えなくてはいけないというご発言があったのですが、フローチャートが私は間違っていると言っているのではなく、必ずこの通りになるかということと実際は少し前後したり、私が申し上げたように他のやり方もあるということなので、これは1つのモデルのフローチャートとして付いている、いわば参考資料としての位置付けが適当ではないかと思いました。ここは他の委員からも意見がフローの位置づけについて出ています。

國島共同議長 趣旨は分かりますが、私としては今ここにあるフローチャートは、今おっしゃったように不十分さがあると思います。

原科共同議長 フローチャートの意味が違うと思います。あのフローチャートというのは、ひし形（判断のステップ）を入れた方がいいというものです。ひし形がなかったので、ひし形を入れましょうということです。あれは確かにそのようなことで、基本的なモデルです。これだけではないという趣旨を注記して作ったらいいと思います。本文の資料みたいなものとして、そのような扱いにしますか。それとも基本モデルに入れますか。これは起草グループで相談しましょう。時間があまりありませんから、そのようにしましょう。

國島共同議長 今のご趣旨を活かして、起草グループで相談するということにします。一応 13 時になりました。ありがとうございました。今日までの議論の内容を基に、起草グループの委員会が 9 月 10 日から 11 日にかけて、出来るまで続けるというくらいの覚悟を持って、全編に関する案を 9 月 22 日までに提出する予定です。次回は 9 月 22 日に成案になったものを、皆さんにお見せするというにしたいと思います。一応これで一区切りということですので、委員の方々には特別のご貢献を頂きまして、誠にありがとうございました。また当日参加者としてお越し頂いた方にも、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

作本委員 9 月 22 日は本部の 11 階と聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

鈴木 今日の資料に書いておりますが、第 19 回の委員会は 9 月 22 日 13 時 30 分から 16 時 30 分、JICA 本部 11 階でございます。

午後十三時三分 閉会

注) * * * は、録音の状態により、聞き取りが不可能であった場所を示します。